



みらいエコ住宅
2026事業

住宅省エネポータル 操作説明書

交付申請等 編

2026年3月31日版

補助対象事業

A

注文住宅
の新築

みらいエコ住宅2026事業事務局

ホームページ
<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>

現在、お問い合わせ窓口は、たくさんのお電話をいただいております、繋がりにくくなっております。
ご案内できることはホームページに記載しております。
お問い合わせが多いものは、よくあるご質問にも反映してまいります。
まずは左記ホームページ内の **よくあるご質問** を **必ずご確認ください**。

住宅省エネ2026
キャンペーン

補助事業合同
お問い合わせ窓口



 0570-081-789

(IP電話等からのお問い合わせ先)
03-6629-1646

受付時間 / 9:00～17:00
(土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

《住宅省エネポータルの推奨環境》

OS : Windows 11 / macOS 14

ブラウザ : Microsoft Edge / Firefox / Google Chrome / Safari (いずれも最新版)

※上記環境であってもパソコン設定により、ご利用できない、正しく表示されない場合があります。

【住宅省エネポータル操作説明書 種類一覧】

住宅省エネ2026キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)および各事業のホームページから閲覧・ダウンロードできます。また、本書の前に、『住宅省エネ2026キャンペーン 住宅省エネポータルの利用の前に』をご確認ください。

本書	操作説明書の種類	説明内容
	住宅省エネポータルの利用の前に	◆ポータルとは ◆ポータルの構成 ◆アカウントの種類 ◆アカウントの機能について
	統括アカウント編・GXアカウント編	【統括アカウント編】 ◆住宅省エネ支援事業者の事業者登録 ◆利用者情報の登録 ◆公表情報の登録 ◆口座の登録 ◆GXへの協力表明
	担当者アカウント編	【GXアカウント編】 ◆事業者登録 ◆GXへの協力表明 ◆ログインについて ◆利用者情報の登録 ◆統括アカウントとの連携 ◆入力した情報の検索
★ 	交付申請等編	注文住宅の新築
		新築分譲住宅の購入
		賃貸住宅の新築
		リフォーム
	交付申請等編	住宅 / リフォーム工事(戸別)
		住宅 / リフォーム工事(一括)
		非住宅 / リフォーム工事
	交付申請等編	戸別申請
		一括申請
	交付申請等編	リフォーム工事タイプ リース利用タイプ

はじめに

3

ポータル操作にあたって

3

操作・入力に関する基本事項

4

第1章 TOP画面の機能と構成

7

①本事業の専用ポータル TOP画面の構成

8

②交付申請(予約を含む)の検索・再編集

12

第2章 ポータルの手続き手順・新規作成

14

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー

15

交付申請(予約を含む)の新規作成画面

16

第3章 交付申請(予約を含む)の登録

19

交付申請(予約を含む) | 詳細画面

20

交付申請(予約を含む) | 入力画面

22

交付申請(予約を含む) | 添付書類登録画面

【補足】交付申請(予約を含む)

提出後の画面について

後日公開予定

◀不備があった場合▶◎不備訂正

第4章 完了報告の登録

完了報告の手順：手続きフロー

交付申請(予約を含む) | 完了報告 | 詳細画面

後日公開予定

完了報告 | 入力画面

完了報告 | 添付書類登録画面

第5章 その他

各書類のダウンロード

予約の有効期限に

後日公開予定

変更依頼(担当者アカウント)

交付決定後の共同事業者情報編集

交付決定後の一定以上の出来高の工事完了の申告

第6章 参考資料

40

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について

41

完了報告 | 詳細画面

後日公開予定

第7章 変更履歴

43

はじめに

操作・入力に関する基本事項

以下の基本事項をご確認のうえ、ポータル操作を行ってください。

【ボタン操作(保存・画面遷移)】

入力した情報の保存や画面遷移の際にクリックするボタンは、それぞれ役割が異なります。入力済みの情報を保存せず、破棄するボタンもあるため、役割をご理解ください。(以下に記載のないボタンもありますが、該当ページにて説明を記載しています)

入力完了

すべての情報の入力完了後、保存する際にクリックしてください。

◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。(保存後は、所定の画面に遷移します)

エラーがない場合は、次の手続きに進むことができます。

エラーがある場合は、下図のように画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。

(エラーがある場合は保存されません)

エラーが発生しました。

- (KS21000700) 必須項目が入力または選択されていません。 | 新築住宅の所在地 丁目番地等
- (KS23000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者①・生年月日

仮保存(チェックなし)

入力した情報を保存する際にクリックしてください。

◆入力作業の中断等、一時的に保存したい場合にご使用ください。エラーのチェックは行いません。

仮保存の状態では、手続きを進めることはできません。

入力を続ける(更新)

入力しているページにて、入力済みの内容にエラーがないか、途中で確認する際にクリックしてください。

◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。

エラーがある場合は、画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。

(エラーがある場合は保存されません)

[詳細へ戻る](#)

[TOPに戻る](#)

保存せずに所定の画面に戻る際にクリックしてください。

◆入力・編集した内容を保存せずに元の画面に遷移します。

前回保存した状態に戻ります。編集を取りやめたい場合等にご使用ください。

【入力欄】

入力欄・選択肢の非表示・非活性(グレーアウト)

◆入力した内容により、情報が不要となる項目は、入力欄や選択肢が非表示またはグレー表示となり、入力・選択できなくなります。

※必ず画面の上から順番に入力を行ってください。

例) 共同事業者①との続柄で[その他]以外を選択した場合、その他の入力欄は非活性

共同事業者①との続柄

子 孫 配偶者 その他

※「配偶者」については、住民票で続柄を確認します。必ず続柄を省略していない住民票を提出してください。(再提出となります)
(交付申請時に確認ができない場合、完了報告時に確認します。)

【住所の入力について】

各入力欄での住所入力方法および注意事項は、基本共通です。下記手順に沿って入力してください。

Step1 [住所入力]ボタンをクリック



①[住所入力]をクリック

Step2 [住所検索]画面にて郵便番号を入力、[検索]ボタンをクリックし、検索結果に表示された候補から該当するものを選択、[確定]ボタンをクリック



②郵便番号を入力(半角数字・ハイフン無し)

③[検索]をクリック

④該当する住所を選択

⑤[確定]をクリック

《郵便番号が不明 / 私書箱を利用されている場合》

何も入力せずに[検索]ボタンをクリックし、「郵便番号を入力してください」の表示で[OK]をクリックすると、[自分で入力する]ボタンが表示されます。クリックして住所を直接入力してください。

Step3 [丁目番地等]以降を入力



⑥[丁目番地等]を入力
(全角数字・ハイフンのみ)

⑦建物が共同住宅・ビル等の場合
[建物名][部屋番号]を必ず入力

⑧郵便番号から地名まで
自動入力されます

⑨自分で入力する

⑩住所入力

⑪検索

※[丁目番地等]欄の入力例

○⇒1-1 2-3 (全角数字・ハイフン)

×⇒1丁目12番3号(半角数字・ハイフン未使用)

《該当する住所が検索結果に表示されない場合等、自身で直接入力する際の注意事項》

- ・住所は、住居表示で入力してください。
- ・[都道府県]欄は、都道府県を省略せず入力してください。(例：東京都⇒○ 東京⇒×)
- ・政令指定都市の場合、市名・区名を[市区町村]欄に入力してください。
(例：横浜市西区の場合⇒[市区町村]欄に「横浜市西区」と入力)
- ・地名(例：「千代田区霞が関」の「霞が関」)は[丁目番地等]欄に入力してください。

第1章

TOP画面の機能と構成

補助対象事業

A

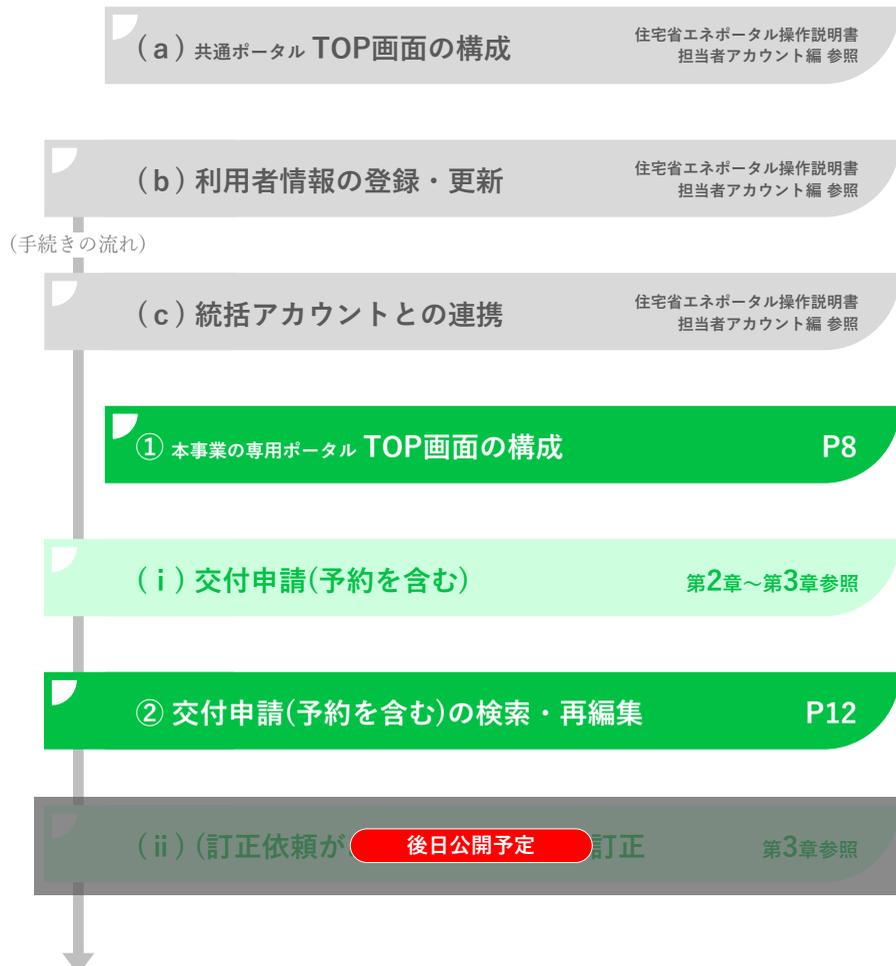
注文住宅
の新築

【手続きの流れと本書での解説】

みらいエコ住宅2026事業(以下、『本事業』という)の専用ポータル[TOP]画面およびその機能と構成について解説を行います。

なお、(i)の前には、必ず(b)「利用者情報の登録」および(c)「統括アカウントとの連携」を完了する必要があります。

(b)(c)については『住宅省エネ2026キャンペーン 住宅省エネポータル操作説明書 担当者アカウント編』にて解説していますので、そちらを参照ください。

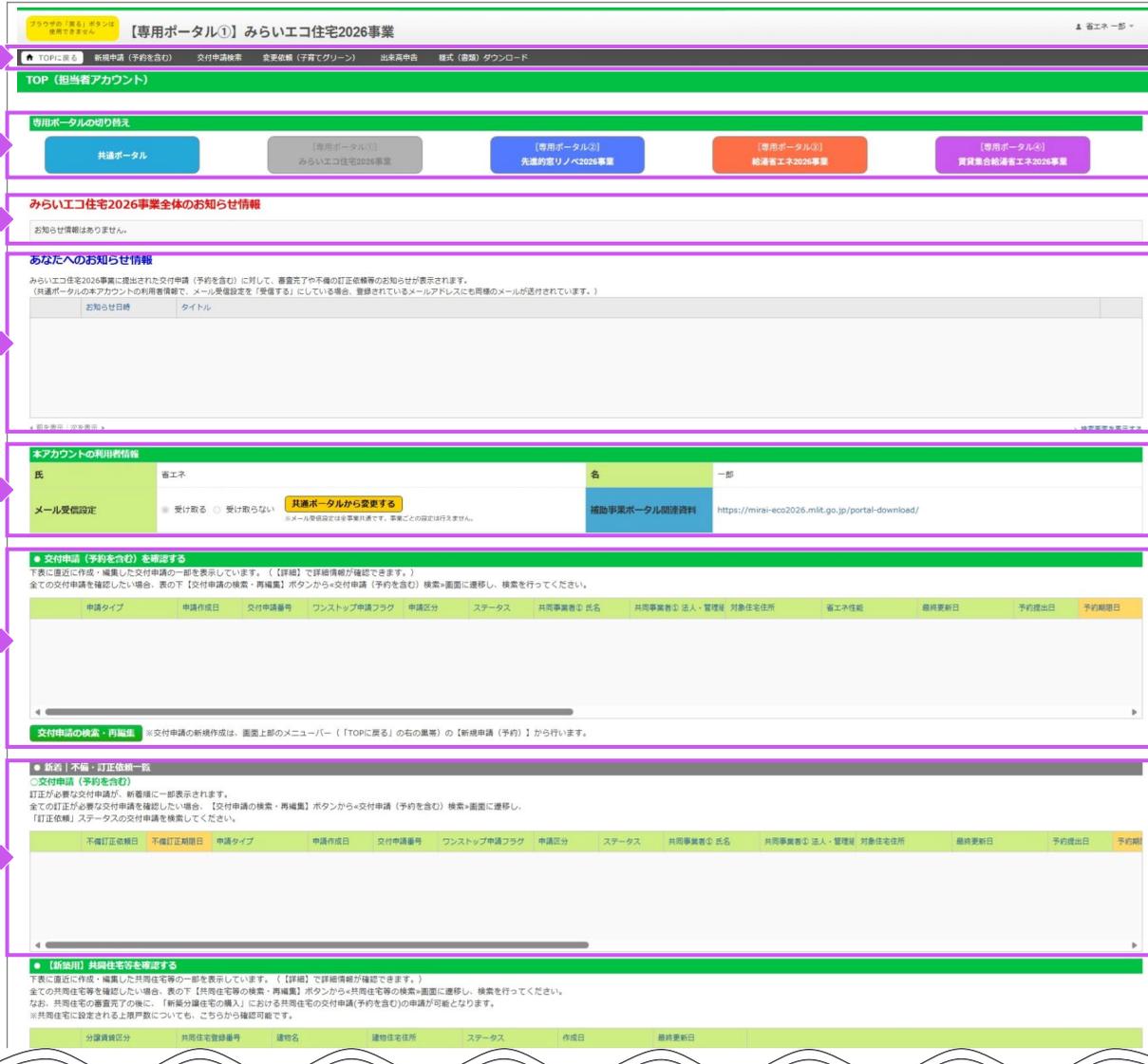


① 本事業の専用ポータル TOP画面の構成

共通ポータルTOP画面から、専用ポータルの切り替えの[[専用ポータル①]みらいエコ住宅2026事業]をクリックすると、本事業の専用ポータルの[TOP]画面に切り替わります。

【本事業の専用ポータル TOP画面のイメージ-1】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



The screenshot shows the dedicated portal interface with the following components:

- 1** Header: Includes navigation links like 'TOPに戻る', '新規申請 (予約を含む)', and '交付申請検索'.
- 2** Portal Selection: A row of buttons for switching between portals, with '専用ポータル① 未来エコ住宅2026事業' highlighted.
- 3** Notification: A section for 'みらいエコ住宅2026事業全体のお知らせ情報'.
- 4** Information: 'あなたへのお知らせ情報' table with columns for 'お知らせ日時' and 'タイトル'.
- 5** Account Info: '本アカウントの利用者情報' section showing name, email, and account type.
- 6** Application List: '交付申請 (予約を含む) を確認する' table with columns for application type, date, and status.
- 7** Confirmation: '新築・不備・訂正依頼一覧' section for reviewing applications.

各項目の詳細

本事業の専用ポータルTOP画面－1

1 メニューバー

- ◆ポータル利用時に常に表示されているヘッダーです。
- ◆[TOPに戻る]ボタンから[TOP]画面に遷移することができます。
- ◆[新規申請(予約含む)]ボタンから、[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請検索]ボタンから、[交付申請(予約を含む)|検索画面]に遷移することができます。

※今後、メニューバーに機能が追加される予定です。

2 共通ポータル・各構成事業専用ポータルの切り替え

- ◆[共通ポータル][[専用ポータル②]先進的窓リノベ2026事業][[専用ポータル③]給湯省エネ2026事業][[専用ポータル④]賃貸集合給湯省エネ2026事業]ボタンから、共通ポータルや各構成事業の専用ポータル[TOP]画面が別タブで表示されます。

※統括アカウントから参加申告をしていない構成事業のボタンは非活性となり、当該専用ポータルを表示することができません。

3 みらいエコ住宅2026事業全体のお知らせ情報

- ◆みらいエコ住宅2026事業事務局(以下「事務局」という)からの、ポータルの利用者に向けた本事業に関するお知らせ事項を確認できます。
- ◆メールでの通知は行われませんので、定期的に確認してください。

4 あなたへのお知らせ情報

- ◆事務局から、本アカウント利用者宛に、本事業に関する**個別**のお知らせ事項がある場合に表示します。
- ◆メール受信設定を「受信する」にしている場合、登録されているメールアドレスに同様のメールが送付されます。

5 本アカウントの利用者情報

- ◆本担当者アカウントの利用者氏名が表示されます。
- ◆審査進捗のメール受信設定状況を確認できます。
[共通ポータルから変更する]をクリックすると、共通ポータルの[本アカウントの利用者情報|詳細画面]が開き、設定を変更できます。(この設定はすべての構成事業で共通です。構成事業ごとの設定は行えません)
- ◆[補助事業ポータル関連資料]欄のURLをクリックすると、本事業ホームページの「ポータル関連資料」ページが別タブで表示されます。

6 交付申請(予約を含む)を確認する

- ◆本事業で直近に作成・編集した交付申請(予約を含む)の一部が表示されます。(未登録の場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該申請の[詳細]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請の検索・再編集]ボタンから[交付申請(予約を含む)|検索画面]に遷移し、条件を設定して過去に作成した交付申請を検索することができます。(P12～13参照)

7 新着|不備・訂正依頼一覧

- ◆提出した交付申請(予約を含む)に不備がある場合、事務局から訂正の依頼を受けることがあります。
- ◆不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)が新着順に一部表示されます。(依頼がない場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該交付申請(予約を含む)に遷移することができます。
- ◆**6**の[交付申請の検索・再編集]ボタンから、[検索画面]において、不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)の絞り込みを行うことができます。

続き

① 本事業の専用ポータル TOP画面の構成

【本事業の専用ポータル TOP画面のイメージ-2】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

● 新築 | 不備・訂正依頼一覧

○ 交付申請 (予約を含む)

訂正が必要な交付申請が、新着順に一部表示されます。
全ての訂正が必要な交付申請を確認したい場合、「交付申請の検索・再編集」ボタンから「交付申請 (予約を含む)」検索画面に遷移し、「訂正依頼」ステータスの交付申請を検索してください。

不備訂正依頼日	不備訂正依頼日	申請タイプ	申請作成日	交付申請番号	ワンストップ申請フラグ	申請区分	ステータス	共同事業者① 氏名	共同事業者② 法人・管理種	対象住宅住所	最終更新日	予約提出日	予約期

● 【新築用】 共同住宅等を確認する

下表に最近に作成・編集した共同住宅等の一部を表示しています。〔詳細〕で詳細情報が確認できます。
全ての共同住宅等を確認したい場合、表の下【共同住宅等の検索・再編集】ボタンから「共同住宅等の検索」画面に遷移し、検索を行ってください。
なお、共同住宅の調査完了の後に、「新築分譲住宅の購入」における共同住宅の交付申請(予約を含む)の申請が可能です。
※共同住宅に設定される上級戸数についても、こちらから確認可能です。

分譲区分	共同住宅登録番号	建物名	建物住宅住所	ステータス	作成日	最終更新日

共同住宅等の検索・再編集 ※共同住宅の新規作成は、画面上部のメニューバー(「TOPに戻る」の右の箇所)の【新規申請 (予約)】から行います。

● 【共同住宅】 新築 | 不備・修正依頼一覧

○ 新築用 - 共同住宅等の登録

訂正が必要な共同住宅が、新着順に一部表示されます。
全ての訂正が必要な共同住宅を確認したい場合、「共同住宅等の検索・再編集」ボタンから「新築用 - 共同住宅等の検索」画面に遷移し、「修正依頼」ステータスの共同住宅を検索してください。

分譲区分	共同住宅登録番号	建物名	建物住宅住所	ステータス	作成日	最終更新日

● 完了報告を確認する

下表に最近に作成・編集した完了報告の一部を表示しています。〔詳細〕で詳細情報が確認できます。
全ての完了報告を確認したい場合、表の下【完了報告の検索・再編集】ボタンから「完了報告の検索」画面に遷移し、検索を行ってください。

完了報告提出日	作成日	完了報告番号	補助事業	ステータス	共同事業者① 氏名	共同事業者② 法人・管理種	対象住宅住所	更新日	完了報告提出日	不備訂正依頼日	不備訂正依頼日	交付決定日	交付期

完了報告の検索・再編集 ※完了報告の新規作成は、個々の交付申請の【詳細画面】から行います。個々の交付申請は、【交付申請の検索・再編集】から検索してください。

● 新築 | 不備・訂正依頼一覧

○ 完了報告

訂正が必要な完了報告が、新着順に一部表示されます。
全ての訂正が必要な完了報告を確認したい場合、表の下【完了報告の検索・再編集】ボタンから「完了報告の検索」画面に遷移し、「不備訂正待ち」ステータスの完了報告を検索してください。

不備訂正依頼日	不備訂正依頼日	完了報告提出日	作成日	完了報告番号	補助事業	申請区分	ステータス	共同事業者① 氏名	共同事業者② 法人・管理種	対象住宅住所	更新日	交付申請日	交付期

▼ 注意事項

<パスワードは定期的に変更してください>
第三者による不正利用を防ぐために、定期的なパスワードの変更をお願いしています。
パスワードは、ユーザ情報変更から変更することができます。

▼ 各種リンク

- 住宅省エネ2026キャンペーン ホームページ
<https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/>
- みらい二住宅2026事業 ホームページ
<https://mirai-ec2026.mlit.go.jp/>
- 先進型窓ノリ2026事業 ホームページ
<https://window-renovation2026.emv.go.jp/>
- 脱着省エネ2026事業 ホームページ
<https://kyutou-shoene2026.mti.go.jp/>
- 質実合給着省エネ2026事業 ホームページ
<https://chintai-shoene2026.mti.go.jp/>

▼ 推奨ブラウザ

この情報は、以下のOSおよびウェブブラウザでご利用頂くことを推奨します。
推奨環境であっても端末の設定によっては、ご利用できない場合や正しく表示・出力されない場合があります。

<推奨環境>
OS: Windows 11 / macOS 14
ブラウザ: Microsoft Edge, Firefox, Google Chrome, Safari (いずれも最新版)

<複数のアカウントを管理している方 (申請業務の委託先等) へ>
あるアカウント (A) でログインし、専用ポータルIDへの操作を行った場合、別のアカウント (B) に切り替えて操作を行う際には必ず専用ポータルをログアウトしてください。
(適正にログアウトが行われない場合、アカウント別の専用ポータルから、アカウントAの専用ポータルに遷移してしまうことがあります。)

各項目の詳細

本事業の専用ポータルTOP画面－2

8 【新築用】共同住宅等を確認する

- ◆共同住宅等の住戸について、本事業で「新築分譲住宅の購入」および「賃貸住宅の新築」の交付申請を行う場合、交付申請の前に共同住宅等の登録を行う必要があります。
- ◆過去に作成した共同住宅等の一部が確認できます。(未登録の場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該共同住宅等の[詳細画面]に遷移し、条件を設定して過去に作成した共同住宅等を検索することができます。

9 【共同住宅】新着 | 不備・訂正依頼一覧

- ◆登録した共同住宅に不備がある場合、事務局から訂正の依頼を受けることがあります。
- ◆不備の訂正が必要な共同住宅が新着順に一部表示されます。(依頼がない場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該共同住宅に遷移することができます。
- ◆8の[共同住宅等の検索・再編集]ボタンから、[検索画面]において、不備の訂正が必要な共同住宅の絞り込みを行うことができます。

後日公開予定

10 完了報告を確認する

- ◆本事業で「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」および「賃貸住宅の新築」について交付決定を受けた場合、住宅の完成、引渡し後に完了報告の手続きを行う必要があります。
- ◆過去に作成した完了報告の一部が確認できます。(未登録の場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該完了報告の[詳細画面]に遷移し、条件を設定して過去に作成した完了報告を検索することができます。

11 新着 | 不備・訂正依頼一覧

- ◆提出した完了報告に不備がある場合、事務局から訂正の依頼を受けることがあります。
- ◆不備の訂正が必要な完了報告が新着順に一部表示されます。(依頼がない場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該完了報告に遷移することができます。
- ◆10の[完了報告の検索・再編集]ボタンから、[検索画面]において、不備の訂正が必要な完了報告の絞り込みを行うことができます。

12 注意事項 / 各種リンク / 推奨ブラウザ

- ◆本アカウントのパスワードは定期的に変更してください。
- ◆本事業の重要な情報は、ホームページ上で公表されます。定期的を確認してください。
- ◆推奨されないブラウザ等では、正しく動かない場合があります。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 検索画面

1 交付申請(予約を含む)の登録時の情報を、検索条件として設定することで絞り込みが可能

- ◆[交付申請番号]は、交付申請(予約を含む)の登録時に付番される固有の番号(K+数字9桁(Kは半角大文字))です。
なお、完全一致した場合のみ検索結果に表示されます。(Kが小文字、0が足りない場合など、検索できません)
- ◆[ステータス](交付申請ステータスともいう)とは、当該交付申請(予約を含む)の進捗の状態を示すものです。
[ステータス]ごとの状態については、P42を参照ください。
- ◆[該当する申請一覧をCSVファイルで出力]ボタンをクリックすると、設定した検索条件に合致する交付申請(予約を含む)のリストデータをCSV形式でダウンロードすることができます。

2 検索条件に合致する交付申請(予約を含む)を表示

- ◆検索条件を未設定の状態では[検索]をクリックすると、登録されているすべての交付申請(予約を含む)が表示されます。

※検索結果に表示されない場合

交付申請(予約を含む)の[入力]画面において、正しく[仮保存(チェックなし)]または[入力完了]ボタンをクリックされず、保存されていない可能性があります。再度登録を行い、正しく保存を行ってください。
(登録後、登録データが消えることはありません)



みらいエコ住宅
2026事業

第2章

ポータルの手続き手順 ・新規作成

補助対象事業

A

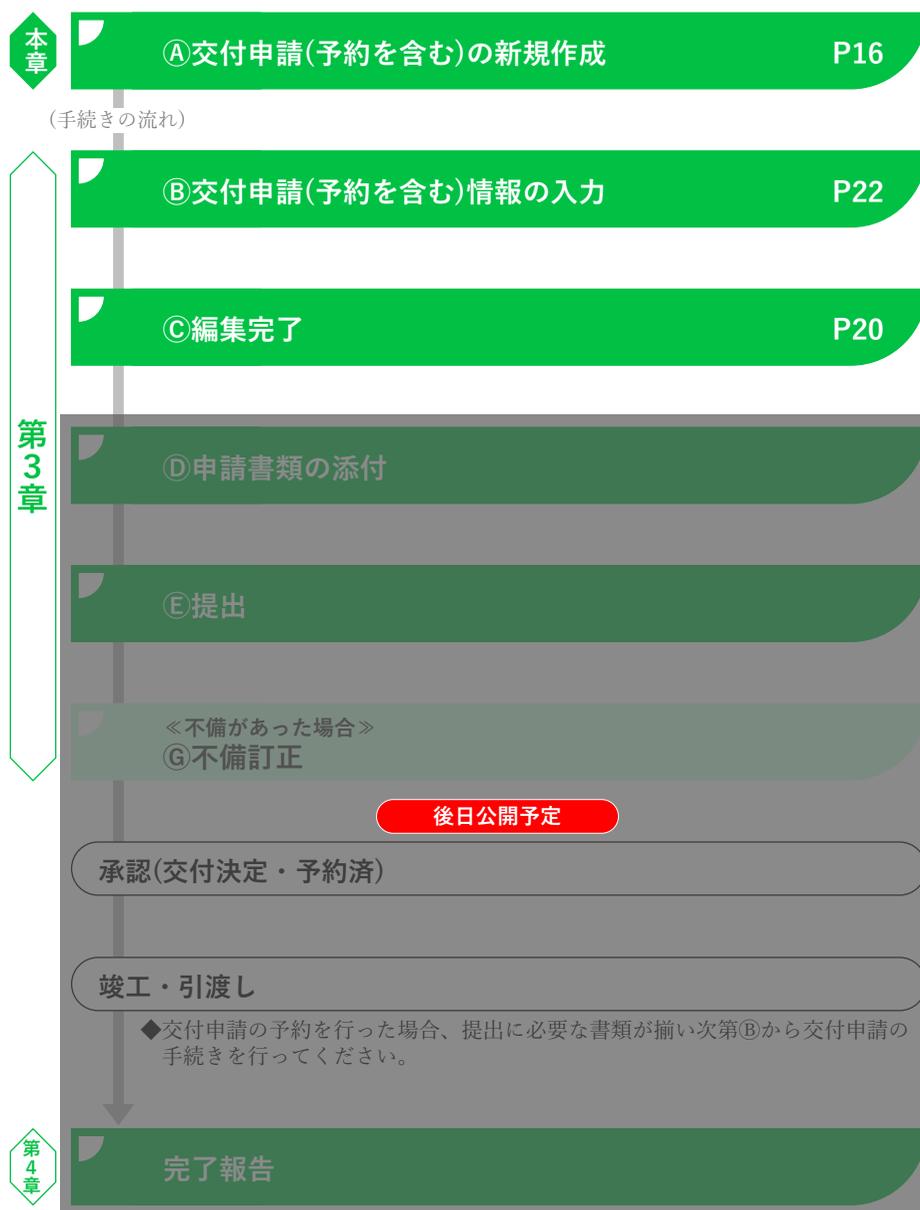
注文住宅
の新築

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー

交付申請(予約を含む)は、以下の手順で手続きを行います。

※交付申請は、当該建物の基礎工事の完了後に行うことができます。

※交付申請の予約は、予約に必要な書類が揃い次第、行うことができます。



交付申請(予約を含む)の新規作成画面

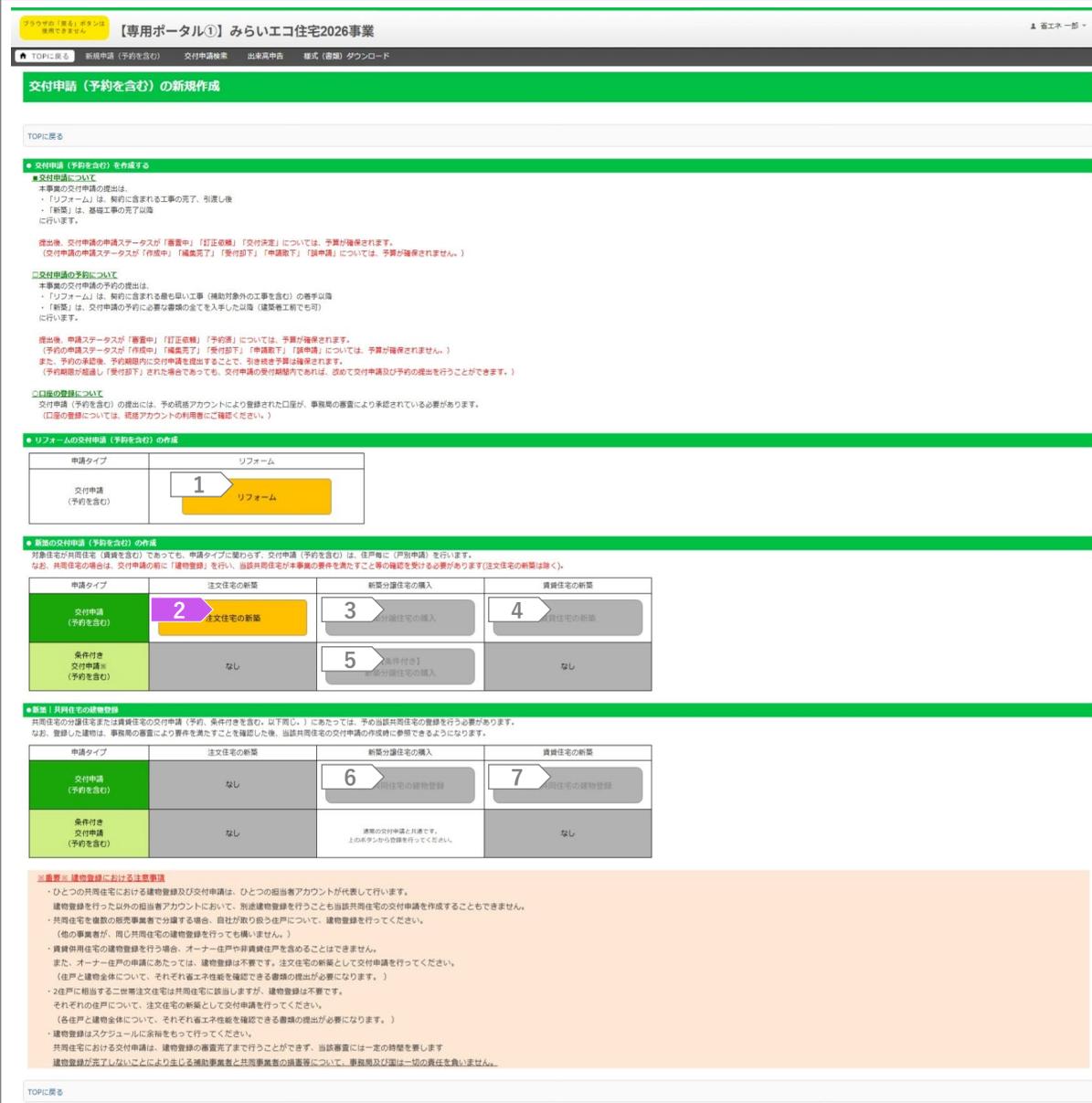
交付申請(予約を含む)の新規作成は[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面で行います。

メニューバーにある[新規申請(予約を含む)]ボタンをクリックしてください。

[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面が表示されます。

【交付申請(予約を含む)の新規作成画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



■ 交付申請(予約を含む)の新規作成

TOPに戻る

■ 交付申請(予約を含む)を作成する

■ 交付申請について

本事業の交付申請の提出は、

- ・「リフォーム」は、契約に含まれる工事の完了、引渡し後
- ・「新築」は、基礎工事の完了以降

に行います。

提出後、交付申請の申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「交付決定」については、手算が確保されます。
(交付申請の申請ステータスが「作成中」「編成完了」「受付却下」「申請却下」「談合中」については、手算が確保されません。)

■ 交付申請の予約について

本事業の交付申請の予約の提出は、

- ・「リフォーム」は、契約に含まれる最も早い工事(補助対象外の工事を含む)の着手以降
- ・「新築」は、交付申請の予約に必要な書類の全てを入手した以降(建築者工前でも可)

に行います。

提出後、申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「予約済」については、手算が確保されます。
(予約の申請ステータスが「作成中」「編成完了」「受付却下」「申請却下」「談合中」については、手算が確保されません。)

また、予約の承認後、予約期限内に交付申請を提出することで、引き続き手算は確保されます。
(予約期限が経過し「受付却下」された場合であっても、交付申請の受付期限内であれば、改めて交付申請及び予約の提出を行うことができます。)

■ 口座の登録について

交付申請(予約を含む)の提出には、予め経路アカウントにより登録された口座が、事務局の審査により承認されている必要があります。
(口座の登録については、経路アカウントの利用者にご確認ください。)

■ リフォームの交付申請(予約を含む)の作成

申請タイプ	リフォーム
交付申請 (予約を含む)	1 リフォーム

■ 新築の交付申請(予約を含む)の作成

注文住宅の共同住宅(条件を含む)であっても、申請タイプが異なります。交付申請(予約を含む)は、住戸毎に「戸別申請」を行います。
なお、共同住宅の場合は、交付申請の前に「建物登録」を行い、当該共同住宅が本事業の要件を満たすこと等の確認を受ける必要があります(注文住宅の新築は除く)。

申請タイプ	注文住宅の新築	新築分譲住宅の購入	賃貸住宅の新築
交付申請 (予約を含む)	2 注文住宅の新築	3 分譲住宅の購入	4 賃貸住宅の新築
条件付き 交付申請 (予約を含む)	なし	5 【条件付き】 新築分譲住宅の購入	なし

■ 新築(共同住宅)の建物登録

共同住宅の分譲住宅または賃貸住宅の交付申請(予約、条件付きを含む、以下同じ。)にあたっては、予め当該共同住宅の登録を行う必要があります。
なお、登録した建物は、事務局の審査により要件を満たすことを確認した後、当該共同住宅の交付申請の作成時に参照できるようになります。

申請タイプ	注文住宅の新築	新築分譲住宅の購入	賃貸住宅の新築
交付申請 (予約を含む)	なし	6 共同住宅の建物登録	7 共同住宅の建物登録
条件付き 交付申請 (予約を含む)	なし	建物の交付申請と共通です。 上のボタンから登録を行ってください。	なし

※重要※ 建物登録における注意事項

- ・ひとつの共同住宅における建物登録及び交付申請は、ひとつの担当者アカウントが代表して行います。建物登録を行った以外の担当者アカウントにおいて、別途建物登録を行うことも当該共同住宅の交付申請を作成することもできません。
- ・共同住宅を複数の販売事業者で分譲する場合、自社が取り扱う住戸について、建物登録を行ってください。(他の事業者が、同じ共同住宅の建物登録を行っても構いません。)
- ・賃貸併用住宅の建物登録を行う場合、オーナー住戸や非賃貸住戸を含めることはできません。また、オーナー住戸の申請にあたっては、建物登録は不要です。注文住宅の新築として交付申請を行ってください。(住戸と建物全体について、それぞれ省エネ性能を確認できる書類の提出が必要になります。)
- ・2住戸に相当する二世帯注文住宅は共同住宅に該当しますが、建物登録は不要です。それぞれの住戸について、注文住宅の新築として交付申請を行ってください。(各住戸と建物全体について、それぞれ省エネ性能を確認できる書類の提出が必要になります。)
- ・建物登録はスケジュールに余裕をもって行ってください。
- ・共同住宅における交付申請は、建物登録の審査完了まで行うことができます。当該審査には一定の時間を要します。建物登録が完了し、引渡しが生じる補助事業者と共同事業者の調査等について、審査期及び引渡し後の責任を負いません。

TOPに戻る

	ボタン名称	概要と参照するマニュアル
1	リフォーム(戸別)	補助対象事業[リフォーム(戸別)]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 リフォーム(戸別)』で解説します。
2	注文住宅の新築	補助対象事業[注文住宅の新築]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。本書で解説します。(P20~37参照)
3	新築分譲住宅の購入	補助対象事業[新築分譲住宅の購入]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入』で解説します。
4	賃貸住宅の新築	補助対象事業[賃貸住宅の新築]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 賃貸住宅の新築』で解説します。
5	【条件付き】 新築分譲住宅の購入	補助対象事業[新築分譲住宅の購入]の条件付き交付申請*1の新規作成を行います。『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入』で解説します。
6	≪新築分譲住宅の購入≫ 共同住宅等の建物登録	補助対象事業[新築分譲住宅の購入]における共同住宅等の新規登録*2を行います。『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入』で解説します。
7	≪賃貸住宅の新築≫ 共同住宅等の建物登録	補助対象事業[賃貸住宅の新築]における共同住宅等の新規登録*2を行います。『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 賃貸住宅の新築』で解説します。

- *1 条件付き交付申請とは、販売事業者が未成約の分譲住宅(戸建および共同住宅)を完了報告までに成約することを条件として行う交付申請です。
- *2 補助対象事業[新築分譲住宅の購入][賃貸住宅の新築]において、共同住宅等の住戸(二世帯住宅、マンション、長屋等)を交付申請(予約を含む)する場合、予め共同住宅等の建物について登録が必要です。

第3章

交付申請(予約を含む)の登録

補助対象事業

A

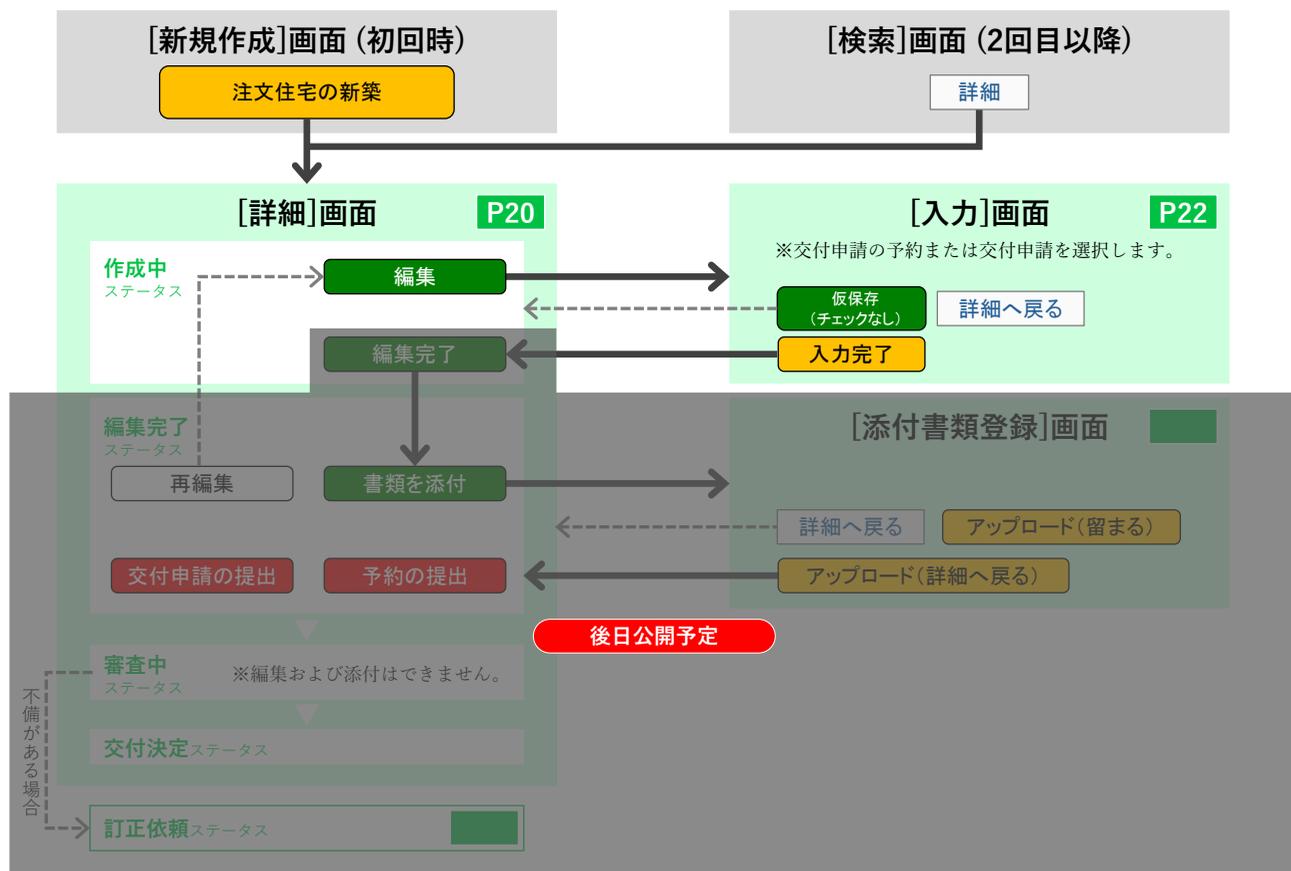
注文住宅
の新築

【登録における画面構成と手続きのイメージ】

注文住宅の新築の交付申請(予約を含む)は、以下の3つの画面で構成されます。

- ◆[詳細]画面 : [入力]画面や[添付書類登録]画面で登録した情報を確認し、編集完了・提出等、ステータスの変更を行う画面です。
- ◆[入力]画面 : 交付申請(予約を含む)の情報を入力、保存する画面です。
- ◆[添付書類登録]画面 : 申請書類をアップロードする画面です。

登録手続き全体のフローは以下のとおりです。



交付申請(予約を含む) | 詳細画面

①交付申請(予約を含む)の新規作成 / ③編集完了 / ④提出

新規作成を行うと「交付申請番号」が付番された[詳細]画面に遷移します。

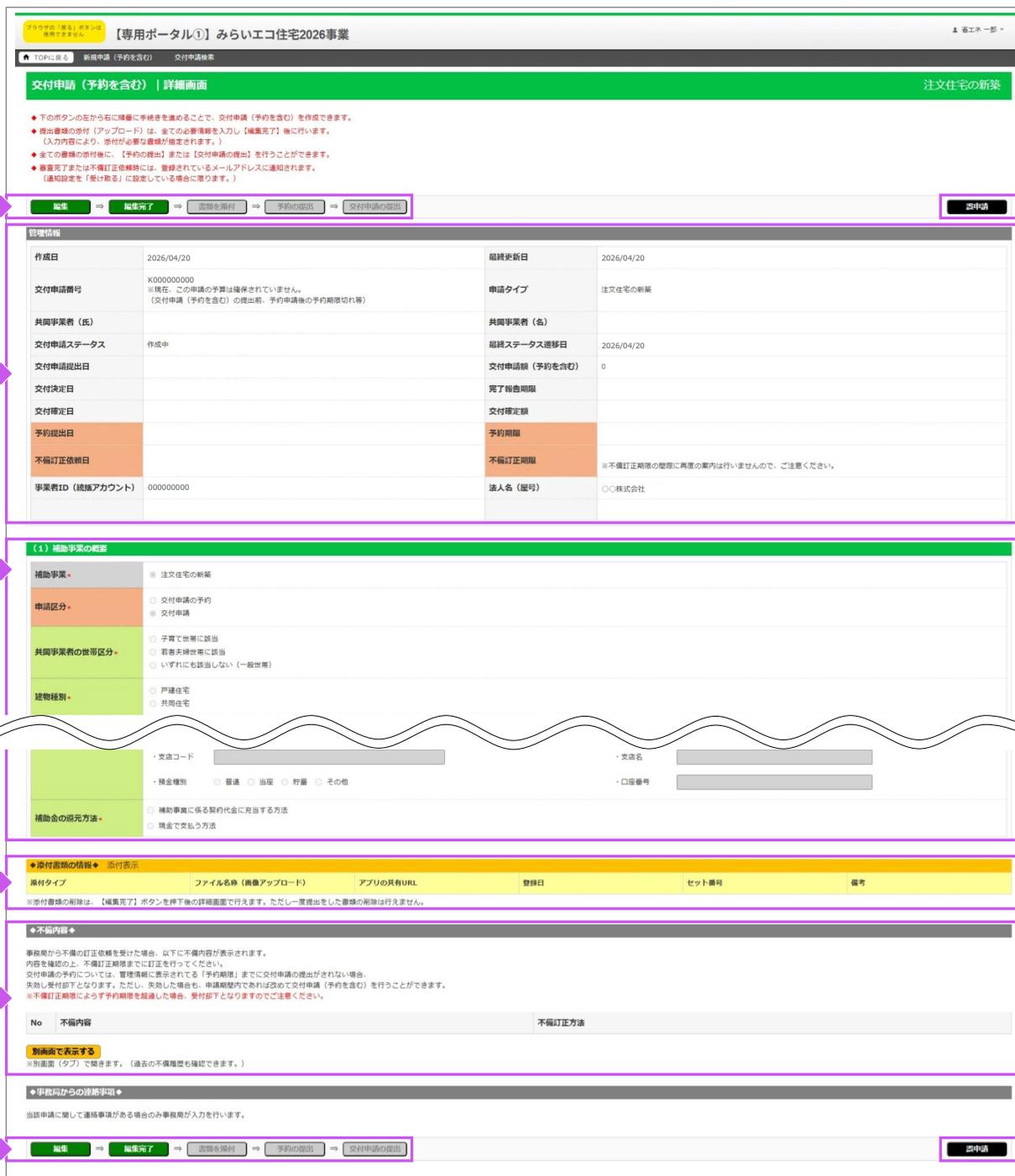
(以降、検索からも表示することができます)

[詳細]画面は、交付申請(予約を含む)の登録状況を確認できる画面です。

ここでは、**編集完了**や**交付申請の提出・予約の提出**といった、当該交付申請(予約を含む)の[交付申請ステータス]を進めることができます。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面(交付申請ステータス[作成中])のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



1 編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 登録を保存 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 2 申請

3

4

5

6

1 編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 登録を保存 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 2 申請

登録情報

作成日	2026/04/20	最終更新日	2026/04/20
交付申請番号	K000000000 ※現在、この申請の予約は確保されていません。 (交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)	申請タイプ	注文住宅の新築
共同事業者(氏)		共同事業者(名)	
交付申請ステータス	作成中	最終ステータス遷移日	2026/04/20
交付申請提出日		交付申請額(予約を含む)	0
交付決定日		完了報告期限	
交付確定日		交付確定額	
予約提出日		予約期限	
不備訂正依頼日		不備訂正期限	※不備訂正期限後の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
事業者ID(統括アカウント)	000000000	法人名(屋号)	〇〇株式会社

(1) 補助事業の概要

補助事業 注文住宅の新築

申請区分 交付申請の予約 交付申請

共同事業者の世帯区分 子育て世帯に該当 若者夫婦世帯に該当 いずれにも該当しない(一般世帯)

建物種別 戸建住宅 共同住宅

・文庫コード

・文庫名

・積金種別 普通 当座 貯蓄 その他

・口座番号

補助金の還元方法 補助事業に係る契約代金に充当する方法 現金で支払う方法

添付書類の情報 ※添付

添付タイプ	ファイル名称(画像アップロード)	アプリの共有URL	登録日	セット番号	備考

※添付書類の削除は、【編集完了】ボタンを押下後の詳細画面で行えます。ただし一度提出をした書類の削除は行えません。

不備内容

事務局から不備の訂正依頼を受けた場合、以下に不備内容が表示されます。
内容を確認の上、不備訂正期限までに訂正を行ってください。
交付申請の予約については、登録情報に表示される「予約期限」までに交付申請の提出がされない場合、失効し受付即下となります。ただし、失効した場合も、申請期限内であれば改めて交付申請(予約を含む)を行うことができます。
※不備訂正期限によらず予約期限を超過した場合、受付即下となりますのでご注意ください。

No	不備内容	不備訂正方法

別画面で表示する

※別画面(タブ)で開きます。(過去の不備情報も確認できます。)

事務局からの連絡事項

当該申請に関して連絡事項がある場合のみ事務局が入力を行います。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1 登録手続きを進めるためのボタン

◆手続きの進捗に応じて、以下の通り表示が変わります。(グレーのボタンは押せません)

	編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出
①	<p>◆交付申請(予約を含む)情報の登録が必要な状態です。</p> <p>◆[編集]ボタンから、[入力]画面に遷移して必要項目を入力し、[入力完了]ボタンをクリックしてください。</p> <p>◆入力後、内容が正しいことを確認し、[編集完了]ボタンをクリックしてください。</p>
②	<p>編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出</p> <p>◆編集完了を行い、申請書類の添付が必要な状態です。</p> <p>◆[書類を添付]ボタンから、[添付書類登録]画面に遷移して、必要な書類を添付してください。</p> <p>※再度登録情報の編集が必要な場合、[再編集]ボタンをクリックすることで、①の状態に戻すことができます。</p>
③	<p>＜交付申請の場合＞</p> <p>編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出</p> <p>＜交付申請の予約の場合＞</p> <p>編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 後日公開予定</p> <p>◆申請書類が添付された状態です。</p> <p>◆正しく書類を添付した後、[交付申請の提出]ボタンまたは[予約の提出]ボタンをクリックしてください。</p> <p>※必要な書類のすべてが添付されていない場合、画面上部にエラーが表示されます。</p>
	<p>◆③の交付申請(予約を含む)の提出後、却下依頼 ボタンが表示されます。</p> <p>提出後に誤りに気が付いた場合等、事務局の審査を中断したい場合にクリックしてください。</p> <p>[受付却下]のステータスとなり、編集が可能になります。</p> <p>([受付却下]のステータスでは、補助金相当額の予算は確保されません)</p>

2 不要な交付申請(予約を含む)の交付申請ステータスを[誤申請]に変更

- ◆[誤申請]後も検索画面から確認できます。
- ◆交付申請ステータスの状態については、P42を参照ください。

管理情報

3 交付申請(予約を含む)の概要や申請状況等を表示

- ◆管理情報に表示される各項目の詳細はP41を参照ください。
- ◆交付申請ステータスの状態については、P42を参照ください。

(1)補助事業の概要～(7)交付申請の情報

4 交付申請(予約を含む)情報の入力 で入力した内容を表示(P22～37参照)

◆添付書類の情報◆

5 申請書類の添付 でアップロードしたファイルを表示

- ◆備考欄の編集や、誤ってアップロードした書類の削除ができます。

◆不備内容◆

＜当該交付申請(予約を含む)に不備がある場合のみ＞

6 当該交付申請(予約を含む)の不備内容・訂正方法を表示

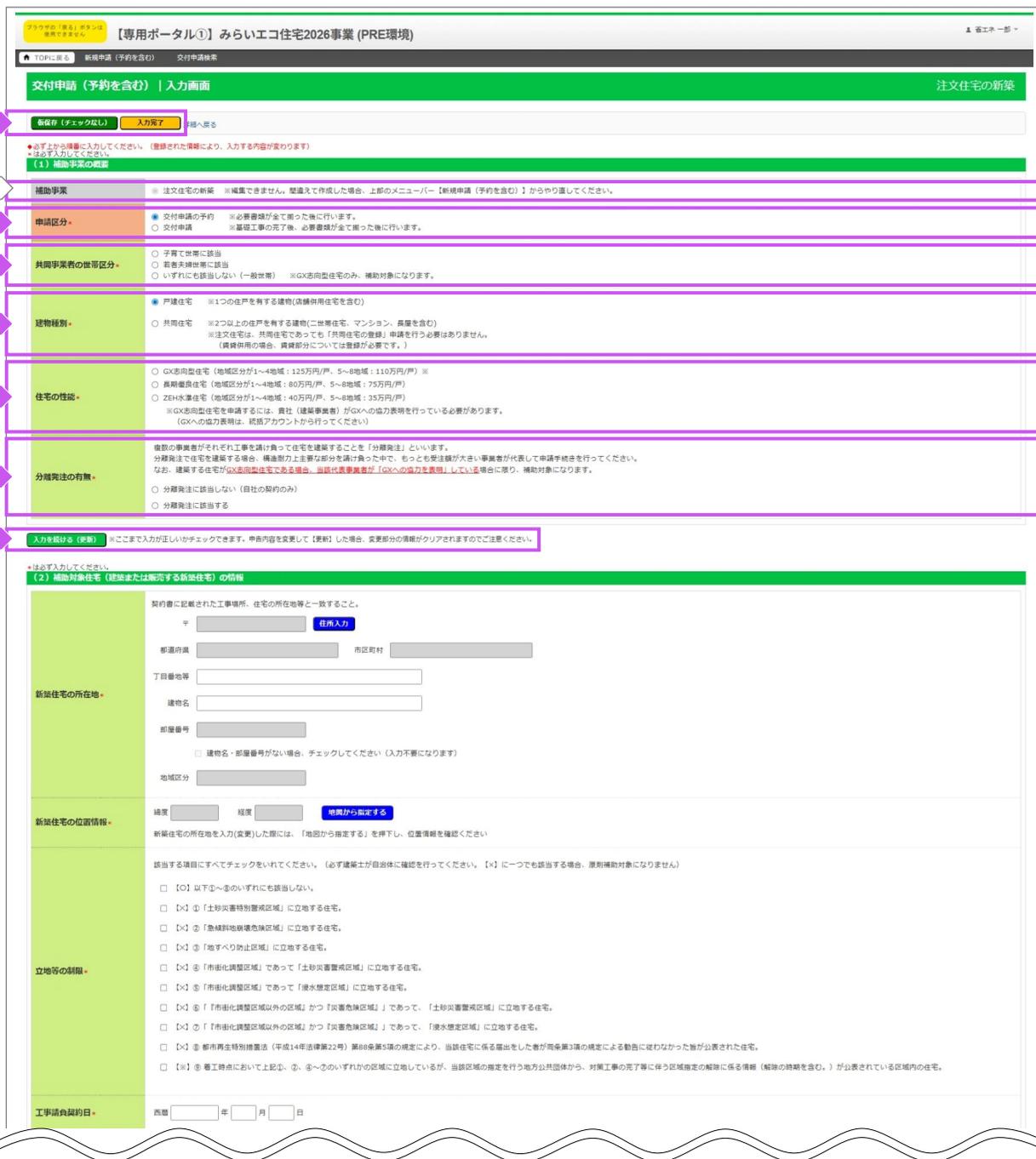
交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑥ 交付申請(予約を含む)情報の入力

交付申請(予約を含む)情報の入力は[交付申請(予約を含む) | 入力]画面で行います。

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ①】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



1 保存 (チェックなし) 入力完了 詳細を見る

2 補助事業 ※注文住宅の新築 ※編成できません。間違えて作成した場合、上部のメニューバー【新規申請(予約を含む)】からやり直してください。

3 申請区分 ● 交付申請の予約 ※必要書類が全て揃った後に行います。
○ 交付申請 ※基礎工事の完了後、必要書類が全て揃った後に行います。

4 共同事業者の世帯区分
○ 子育て世帯に該当
○ 若者夫婦世帯に該当
○ いずれにも該当しない(一般世帯) ※GX志向型住宅のみ、補助対象になります。

5 建物種別 ● 戸建住宅 ※1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)
○ 共同住宅 ※2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)
※注文住宅は、共同住宅であっても「共同住宅の登録」申請を行う必要はありません。
(賃貸併用の場合、賃貸部分については登録が必要です。)

6 住宅の性能
○ GX志向型住宅(地域区分が1~4地域:125万円/㎡、5~8地域:110万円/㎡) ※
○ 長期優良住宅(地域区分が1~4地域:80万円/㎡、5~8地域:75万円/㎡) ※
○ ZEH水準住宅(地域区分が1~4地域:40万円/㎡、5~8地域:35万円/㎡) ※
※GX志向型住宅申請するには、貴社(建築事業者)がGXへの協力表明を行っている必要があります。
(GXへの協力表明は、経協アカウントから行ってください)

7 分離発注の有無
建築の事業者がそれぞれ工費を請け負って住宅を建築することを「分離発注」といいます。
分離発注で住宅を建築する場合、構造耐力上主要な部分を請け負った中で、もっとも発注額が大きい事業者が代表して申請手続きを行ってください。
なお、建築する住宅がGX志向型住宅である場合、当該代表事業者が「GXへの協力表明」を行い、補助対象になります。
○ 分離発注に該当しない(自社の契約のみ)
○ 分離発注に該当する

8 入力を確認 (変更) ※ここまで入力が入りかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

※必ず入力してください。

(2) 補助対象住宅(建築または販売する新築住宅)の情報

契約書に記載された工事場所、住宅の所在地等と一致すること。

〒

郵便府県 市区町村

丁目番地等

建物名

郵便番号

建物名・郵便番号がない場合、チェックしてください(入力不要になります)

地域区分

新築住宅の位置情報

緯度 経度

新築住宅の所在地を入力(変更)した際には、「地図から指定する」を押下し、位置情報を確認ください

該当する項目すべてチェックをいれてください。(必ず建築士が自治体に確認を行ってください。【×】に一つでも該当する場合、原則補助対象になりません)

【○】以下①~⑤のいずれにも該当しない。
 【×】 ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅。
 【×】 ②「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する住宅。
 【×】 ③「地すべり防止区域」に立地する住宅。
 【×】 ④「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域」に立地する住宅。
 【×】 ⑤「市街化調整区域」であって「浸水想定区域」に立地する住宅。
 【×】 ⑥「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」であって、「土砂災害警戒区域」に立地する住宅。
 【×】 ⑦「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」であって、「浸水想定区域」に立地する住宅。
 【×】 ⑧ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による動向に変わらなかった旨が公表された住宅。
 【×】 ⑨ 着工時点において上記①、②、③~⑤のいずれかの区域に立地しているが、当該区域の指定を行う地方公共団体から、対象工事の完了後に準じ準じ区域指定の解除に係る情報(解除の時期を含む。)が公表されている区域内の住宅。

工事請負契約日 西暦 年 月 日

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面①

1 登録手続きを進めるためのボタン

- ◆[仮保存(チェックなし)]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行わず、入力した内容を保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。
- ◆[入力完了]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行ってから保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。エラーがある場合、下図のように画面上部に内容が表示され、保存されません。

エラーが発生しました。

- (KR24000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者① | 生年月日
- (KR24003500) いずれかを必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者① | 連絡先 固定/携帯

(1) 補助事業の概要

2 交付申請を行う補助対象事業を確認

- ◆**交付申請(予約を含む)の新規作成(P16)**で選択した補助対象事業が選択されています。編集はできませんので、補助対象事業を誤って作成した場合は、**交付申請(予約を含む)の新規作成**からやり直してください。

3 **予⇒交 変更不可** 申請する手続きに該当するものを選択

- ◆交付申請の予約は、予約に必要な申請書類がすべて揃い次第行うことができます。
- ◆ZEH水準住宅(注文住宅の新築に限る)の予約の有効期間は、**予約の提出**から3ヶ月間または2026年9月30日のいずれか早い日です。
- ◆ZEH水準住宅(注文住宅の新築に限る)以外の住宅の予約の有効期間は、**予約の提出**から3ヶ月間または2026年12月31日のいずれか早い日です。
- ◆交付申請は基礎工事の完了後、申請書類がすべて揃い次第行うことができます。

4 **予⇒交 変更不可** 共同事業者の世帯区分について該当するものを選択

- ◆[いずれにも該当しない(一般世帯)]を選択した場合、GX志向型住宅のみ補助対象となります。

5 **予⇒交 変更不可** 交付申請する住宅が該当するものを選択

- ◆2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋含む)は[共同住宅]を選択してください。
- ◆注文住宅は、共同住宅であっても「共同住宅の登録」申請を行う必要はありません。(賃貸併用の場合、賃貸部分については登録が必要です)

6 **予⇒交 変更不可** 交付申請する住宅の性能について該当するものを選択

- ◆GX志向型住宅を交付申請するには、建築事業者(みらいエコ住宅事業者)がGXへの協力表明を行っている必要があります。GXへの協力表明は統括アカウントより行ってください。

7 **予⇒交 変更不可** 分離発注で住宅を建築する場合に選択

- ◆分離発注とは、住宅の建築主が「貴社以外の事業者」にも工事を発注し、住宅を建築することをいいます。分離発注を行った場合は、構造耐力上主要な部分を施工する任意の事業者が代表して交付申請(予約を含む)を行います。

8 **3** ~ **7** の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



9 新築住宅の所在地

10 新築住宅の位置情報

11 立地等の制限

入力画面のイメージ②

22種用途の用途

○ 分類外注に該当しない(自社の契約のみ)

○ 分類外注に該当する

入力を確認する(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

※必ず入力してください。

(2) 補助対象住宅(建築または販売する新築住宅)の情報

契約書に記載された工事場所、住宅の所在地等と一致すること。

〒 住所入力

都道府県 市区町村

丁目番地等

建物名

部屋番号

建物名・部屋番号がない場合、チェックしてください(入力不要になります)

地域区分

緯度 経度

新築住宅の所在地を入力(変更)した際には、「地図から指定する」を押下し、位置情報を確認ください

該当する項目すべてチェックをいれてください。(必ず建築士が自由体にて確認を行ってください。【×】に一つでも該当する場合、原則補助対象になりません)

[O] 以下①～⑥のいずれにも該当しない。

[×] ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅。

[×] ②「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する住宅。

[×] ③「地すべり防止区域」に立地する住宅。

[×] ④「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域」に立地する住宅。

[×] ⑤「市街化調整区域」であって「洪水想定区域」に立地する住宅。

[×] ⑥「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」であって、「土砂災害警戒区域」に立地する住宅。

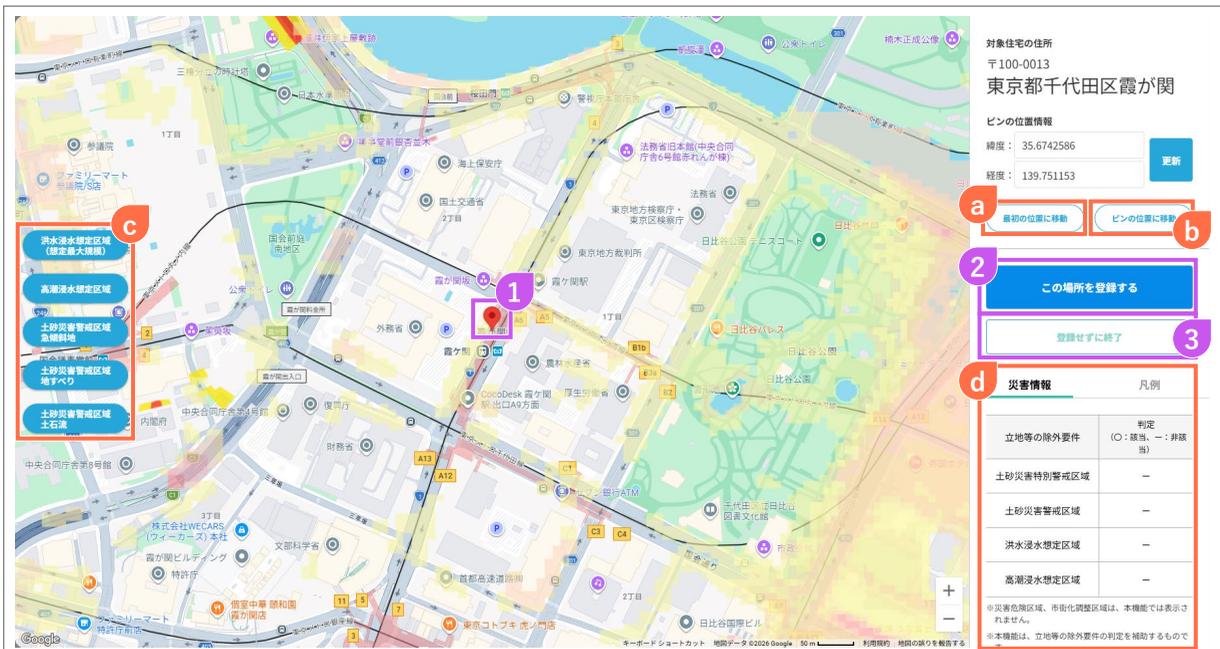
[×] ⑦「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域」であって、「洪水想定区域」に立地する住宅。

[×] ⑧ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による動員に反わなかった旨が公表された住宅。

[×] ⑨ 工事着工点において上記①、②、③～⑥のいずれかの区域に立地しているが、当該区域の指定を行う地方公共団体から、対策工事を完了するに伴う区域指定の解除に係る情報(解除の時期を含む。)が公表されている区域内の住宅。

工事請負契約日 西暦 年 月 日

<新築住宅の位置情報 入力画面>



対象住宅の住所
〒100-0013
東京都千代田区霞が関

ピンの位置情報
緯度: 35.6742586
経度: 139.751153

a

2

3

d 災害情報 凡例

立地等の除外要件	判定 (○:該当, -:非該当)
土砂災害特別警戒区域	-
土砂災害警戒区域	-
洪水浸水想定区域	-
高潮浸水想定区域	-

※災害危険区域、市街化調整区域は、本機能では表示されません。
※本機能は、立地等の除外要件の判定を補助するものです。

！ 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ※ 必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面②

(2) 補助対象住宅(建築または販売する新築住宅)の情報

9 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の所在地を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』等に記載された工事場所・住宅の所在地と一致していることが必要です。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。
- ◆共同住宅(二世帯住宅、マンション、長屋等)で建物名・部屋番号がない場合は、[部屋番号]欄の下の□にチェックしてください。(建物名・部屋番号は入力不要になります。)
- ※[部屋番号]欄に複数の部屋番号を入力することはできません。(例：101.102.103⇒×)
- ※「26」をクリック後、[地域区分]欄に入力した住所に該当する「地域の区分」が表示されます。

10 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の位置情報を[地図から指定する]ボタンをクリックして、入力

- ◆「9」が入力されていない状態で、[地図から指定する]ボタンを押しても、地図画面に遷移しません。

<新築住宅の位置情報の入力>

1 赤いピンを補助対象住宅の位置に置く

- ◆地図を開いた際、赤いピンは「9」で入力した住所に基づいて地図上に置かれています。
- ◆地図上をドラッグしながら動かすと、地図を移動させることができます。
- ◆地図に置かれた赤いピンの位置がずれている場合は、地図上の正しい位置でクリックし、赤いピンを移動してください。

2 赤いピンが置かれた位置で登録する場合はクリック

- ◆クリック後、入力画面に戻り、[新築住宅の位置情報]欄に値が入力されます。

3 赤いピンが置かれた位置を保存せずに入力画面に戻る場合はクリック

a 地図を開いた最初に赤いピンが置かれていた位置へ戻す場合はクリック

b 赤いピンが置かれた位置へ移動(地図画面の中心に配置)する場合はクリック

c 地図上の各区域の表示・非表示を行う場合は該当するボタンをクリック

- ◆地図上には[洪水浸水想定区域(想定最大規模)][高潮浸水想定区域][土砂災害警戒区域 急傾斜地][土砂災害警戒区域 地すべり][土砂災害警戒区域 土石流]を表示することができます。
- ◆地図画面を開いた際は、すべての区域が表示されています。

d 赤いピンを置いた位置の災害情報、および各区域の表示の凡例を確認

- ◆赤いピンを置いた位置について、各区域の範囲内外を確認することができます。
- ◆地図上に表示されている各区域の凡例を確認することができます。

11 予⇒交 変更不可 立地等の制限について該当するものをチェック

- ◆新築住宅の立地については必ず建築士が自治体に確認を行い、その内容に沿ってチェックしてください。
- ◆①、②、④～⑦にチェックした場合、原則当該新築住宅は補助対象となりません。
- ◆③、⑧にチェックした場合、当該新築住宅は補助対象となりません。
- ◆①、②、④～⑦のいずれかにチェックし、着工時点において自治体が前述の区域の指定を解除(将来的に解除する場合を含む)することを証明する場合は⑨にチェックしてください。

※⑤または⑦に掲げる区域については、「都道府県管理河川」に係る「浸水想定区域」のみを対象とし、「国管理河川」に係る「浸水想定区域」は対象外です。

※続く

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

③ 交付申請(予約を含む)情報の入力

◀ 4 ▶ で[戸建住宅]を選択した場合▶

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

	<input type="checkbox"/> [X] ④ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による動員に従わなかった旨が公表された住宅。 <input type="checkbox"/> [X] ⑤ 工事着工点において上記①、②、③へのいずれかの区域に立地しているが、当該区域の指定を行う地方公共団体から、対策工事の完了等に伴う区域指定の解除に係る情報(解除の時期を含む。)が公表されている区域内の住宅。
12	工事請負契約日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
13	基礎工事に着手した日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※概切り工事または基礎杭打ち工事を開始した日 ※2025年11月28日以後</small>
14	基礎工事完了日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
15	引渡日(予定) 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
16	確認申請の有無 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし (建築確認不要な住戸) 都市計画区域等 <input type="radio"/> 市街化調整区域 <input type="radio"/> その他 <small>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</small> 高度地区 <input type="radio"/> 該当する <input type="radio"/> 該当しない(記載なし) <small>※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。</small> 敷地面積の合計 <input type="text"/> m ² <small>※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。</small> 建築確認申請等 用途地域等 <input type="radio"/> 第1種または第2種低層住居専用地域 <input type="radio"/> 第1種または第2種中高層住居専用地域 <small>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。 ※GX志向型住宅において、省エネ性能c)における都市部狭小地等に立地する住宅として申請する場合、申告が必要となる項目です。 都市部狭小地等として申請せず、用途地域等が不明な場合は、「その他地域」を選択してください。</small> <input type="radio"/> 田園住居区域 <input type="radio"/> その他地域 工事種別 <input type="radio"/> 新築 <input type="radio"/> 増築・改築 <small>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</small> 建物の階数 ① 階数 <input type="text"/> <small>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数(地下含む)を記載ください。</small> 住戸の床面積 <input type="text"/> m ² <small>※50㎡以上、240㎡以下であること。 ※確認申請ありの場合、建築確認申請書の第三面【11、フ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載(申請部分)の面積で確認します。 ※確認申請なしの場合、建築確認が不要な住戸に係る申告書で確認します。</small>
17	省エネ性能 <input checked="" type="checkbox"/> GX志向型住宅(地域区分が1~4地域:125万円/戸、5~8地域:110万円/戸) <input type="checkbox"/> a) b. cのいずれにも該当しない <input type="checkbox"/> b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす(該当するすべてをチェックしてください) <input type="checkbox"/> 専用地に該当する(地域区分が1地域または2地域) <input type="checkbox"/> 低日射地域に該当する(年間の日射地域区分がA1またはA2の地域) <input type="checkbox"/> c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす(該当するすべてをチェックしてください) <input type="checkbox"/> 多層地域に立地する(標準層高1.0m以上の地域) <input type="checkbox"/> 都市部狭小地等に立地する(都市部狭小地等の定義についてはこちら) <input type="checkbox"/> 長期優良住宅(地域区分が1~4地域:80万円/戸、5~8地域:75万円/戸) <input type="checkbox"/> ZEH水準住宅(地域区分が1~4地域:40万円/戸、5~8地域:35万円/戸) 建築工事を伴う工事の出来高が、補助額(古家の除却に伴う加算を除く)以上に達している <input type="checkbox"/> 補助額以上の出来高に達していない(2027年1月31日までに、別途「出来高の報告」が必要になります)
	建築下取の連絡 <input type="checkbox"/> 補助額以上の出来高に達している

◀ 4 ▶ で[共同住宅等]を選択した場合▶

16	確認申請の有無 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし (建築確認不要な住戸) 都市計画区域等 <input type="radio"/> 市街化調整区域 <input type="radio"/> その他 <small>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</small> 用途地域等 <input type="radio"/> 第1種または第2種低層住居専用地域 <input type="radio"/> 第1種または第2種中高層住居専用地域 <small>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。 ※GX志向型住宅において、省エネ性能c)における都市部狭小地等に立地する住宅として申請する場合、申告が必要となる項目です。 都市部狭小地等として申請せず、用途地域等が不明な場合は、「その他地域」を選択してください。</small> <input type="radio"/> 田園住居区域 <input type="radio"/> その他地域 工事種別 <input type="radio"/> 新築 <input type="radio"/> 増築・改築 <small>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</small> 建物の階数 ① 階数 <input type="text"/> ② (GX志向型住宅かつ①が適用以上の共用住宅のみ) ①の内、在宅用途が過半を占める階の階数 <input type="text"/> <small>※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくはこちら。</small> 住戸の床面積 <input type="text"/> m ² <small>※50㎡以上、240㎡以下であること。 ※確認申請ありの場合、建築確認申請書の第三面【11、フ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載(申請部分)の面積で確認します。 ※確認申請なしの場合、建築確認が不要な住戸に係る申告書で確認します。</small>
----	---

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ※ 必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面③

(2) 補助対象住宅(建築または販売する新築住宅)の情報 ※続き

12 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の工事請負契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆原契約の工事請負契約日を入力してください。
- ◆建築着工までに工事請負契約が締結されているものが補助対象です。
- ◆契約前の登録はできません。(未来日の入力は不可)

13 補助対象住宅の基礎工事着手(予定)日を西暦で入力〔数字〕

- ◆本事業における基礎工事に着手した日は根切り工事または基礎杭打ち工事を開始した日です。
- ◆2025年11月28日以降の着手が補助対象です。
- ◆交付申請においては、未来日の入力は不可です。

14 補助対象住宅の基礎工事の完了(予定)日を西暦で入力〔数字〕

- ◆基礎工事の完成後に交付申請を行うことができます。(交付申請においては、未来日の入力は不可です)

15 補助対象住宅の引渡(予定)日を西暦で入力〔数字〕

- ◆引渡前場合は、予定日を入力してください。
- ◆完了報告期限までに工事を完了し、共同事業者による入居が確認できる必要があります。

《 4 で[戸建住宅]を選択した場合》

16 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の建築確認申請書に記載の内容を入力

- ◆[確認申請の有無]は建築確認申請の有無を選択してください。
- ◆[都市計画区域等]は建築確認申請書の第三面【3】に記載の内容を入力してください。
- ◆[高度地区]は建築確認申請書の第三面【5】に記載の内容を入力してください。
- ◆[敷地面積の合計]は建築確認申請書の第三面【7、ホ】に記載の内容を入力してください。
- ◆[用途地域等]は建築確認申請書の第三面【7、ロ】に記載の内容を入力してください。
- ◆[工事種別]は建築確認申請書の第三面【9】に記載の内容を入力してください。
- ◆[建物の階数]は建築確認申請書の第三面【13、ロ】「申請に係る建築物」の階数に記載の内容を入力してください。
- ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡以下である住宅が補助対象です。
建築確認申請書の第三面【11、フ】(旧書式の場合、【11、ル】)「【申請部分】の面積」に記載の内容を入力してください。

《 4 で[共同住宅等]を選択した場合》

16 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の建築確認申請書に記載の内容を入力

- ◆[確認申請の有無]は建築確認申請の有無を選択してください。
- ◆[都市計画区域等]は建築確認申請書の第三面【3】に記載の内容を入力してください。
- ◆[用途地域等]は建築確認申請書の第三面【7、ロ】に記載の内容を入力してください。
- ◆[工事種別]は建築確認申請書の第三面【9】に記載の内容を入力してください。
- ◆[建物の階数①階数]は建築確認申請書の第三面【13、ロ】「申請に係る建築物」の階数に記載の内容を入力してください。
- ◆[建物の階数②①の内、住宅用途の過半を占める階の階数]はGX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ入力してください。
[詳しくはこちら]をクリックすると、本事業のホームページの「新築住宅の省エネ性能」ページが表示されます。
- ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡以下である住宅が補助対象です。
建築確認申請書の第三面【11、フ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載の内容を入力してください。

《戸建住宅でGX志向型住宅の場合のみ》

17 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の省エネ性能等について、該当するものを選択

- ◆寒冷地(1地域または2地域)もしくは低日射地域(年間の日射地域区分A1またはA2の地域)に該当する場合は、[b)]を選択し該当する地域にチェックをしてください。
- ◆多雪地域(垂直積雪量1.0m以上の地域)もしくは都市部狭小地等に立地する場合は[c)]を選択し、該当する内容にチェックしてください。
- ◆上記に該当しない場合、[a)]を選択してください。

※続く

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面④

(2) 補助対象住宅(建築または販売する新築住宅)の情報 ※続き

◀ 交付申請時のみ ▶

18 ▶ 補助対象住宅の建築工事の進捗について該当するものを選択

- ◆ 交付申請時点で基礎工事が完了している必要があります。
 - ◆ 交付申請時点で、基礎工事以降の工事の出来高が交付申請額以上である必要はありません。ただし、交付申請時に申告できない場合、2027年1月31日までに当該工事の進捗について、別途申告が必要となります。
- ※期限までに報告が確認できない場合、交付申請を却下、または交付決定を取消します。

19 ▶ 予⇒交 変更不可 ▶ 古家の除却がある場合はチェックし、建替の有無について該当するものを選択

- ◆ 長期優良住宅・ZEH水準住宅を新築する場合、古家の除却を伴うことで補助額の加算を受けることができます。
- ◆ [建替の有無]について、新築する住宅と古家が同一敷地の場合は[建替に該当する]を選択してください。選択すると、20 ▶ [古家の所在地]には 9 ▶ [新築住宅の所在地]で入力した住所が自動で入力されます。

20 ▶ 予⇒交 変更不可 ▶ 古家の所在地を入力

- ◆ 添付する『解体工事の工事請負契約書』に記載された工事場所・住宅の所在地と一致している必要があります。
 - ◆ 住所の入力方法については、P5を参照ください。
- ※[部屋番号]欄に複数の部屋番号を入力することはできません。(例：101.102.103⇒×)

21 ▶ 予⇒交 変更不可 ▶ 古家の解体工事の発注者に該当するものを選択

22 ▶ 予⇒交 変更不可 ▶ 古家の解体工事の契約日を入力〔数字〕

- ◆ 新築住宅の工事請負契約日に含む場合はチェックボックスにチェックしてください。

23 ▶ 予⇒交 変更不可 ▶ 古家の解体工事の状況について該当するものを選択

24 ▶ 予⇒交 変更不可 ▶ 古家の解体工事の完了(予定)日を入力〔数字〕

25 ▶ 補助額の加算を確認

- ◆ 当該補助対象住宅が受ける加算額が表示されます。
- ◆ GX志向型住宅に補助額の加算はありません。

26 ▶ 9 ▶ ～ 24 ▶ の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆ 申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

②交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑤】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力欄を拓く (更新) ※ここまで入力がいかがチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) GX志向型住宅のみ GX志向型住宅の情報

27 BELS評価書または設計(建設)住宅性能評価書

申請する住戸の省エネ性能を申告します。提出する当該住戸のBELS評価書の数値を入力してください。
 ※「申請区分」において、「交付申請の予約」を選択し、BELS評価書が発行されていない場合、交付申請時に省エネ性能を申告してください。

(イ) 断熱等級
 (ロ) 再生可能エネルギーを「除いた」一次エネルギー消費量の削減率
 (ハ) 再生可能エネルギーを「含む」一次エネルギー消費量の削減率

※1 BELS評価書の場合、エネルギー消費性能の「再エネなし」の数値を入力ください
 設計(建設)住宅性能評価書において、一次エネルギー消費等級8である場合、「35」%と入力ください
 ※2 BELS評価書の場合、エネルギー消費性能の「再エネあり(自家消費分+売電分)」の数値を入力ください
 “-”表示されている場合は、「0」と入力ください
 設計(建設)住宅性能評価書の場合、項目から一次エネルギー消費等級において「エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率」に記載の数値を入力ください

28 BELS評価書

共用住宅は、住棟のBELS評価書の評価も合わせて申告します。提出する当該住棟のBELS評価書の数値を入力してください。
 ※「申請区分」において、「交付申請の予約」を選択し、BELS評価書が発行されていない場合、交付申請時に省エネ性能を申告してください。

(イ) 断熱等級
 (ロ) 再生可能エネルギーを「除いた」一次エネルギー消費量の削減率
 (ハ) 再生可能エネルギーを「含む」一次エネルギー消費量の削減率

※ BELS評価書 エネルギー消費性能の「再エネなし」の数値を記載ください
 ※ BELS評価書 エネルギー消費性能の「再エネあり(自家消費分+売電分)」の数値を記載ください
 “-”表示されている場合は、「0」と入力ください

※共用住宅の各住戸における(ハ)の削減率は、住棟の値を参照して要件に適合するかを確認します。
 共用住宅のGX志向型住宅に求められる省エネ性能は、建物の階数に応じて異なります。詳しくはこちら。

29 高級エネルギーマネジメント

導入する「ECHO NET Lite AIF社様」に対応する「コントロール」を申告してください。
 申告にあたっては、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている導入製品のURLを入力してください。
 エコネットコンソーシアムのホームページはこちら

URL

※製品一覧ページのURLは指定できません。導入製品の詳細ページ(* <https://echonet.jp/introduce/>)で済ませるURL)のみ入力できます。
 なお、同一製品で複数のAIF認証登録番号を取得している場合はいずれかひとつのページを指定してください。

※必ず入力してください。入力内容に注意ください。共同事業者情報および住民票を登録するうえに入力してください。

(4) 共同事業者①の情報 ※共同事業実施規約に定める旨

共同事業者①・氏名 (工事発注者)

氏 名 ※添付する工事請負契約書の発注者と一致すること
 ※添付する住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) と一致すること

ワジ メイ ※必ず正しい読み方を確認して入力してください。

共同事業者①・生年月日

西暦 年 月 日 生まれ ※住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) と一致を確認すること
 ※年齢を正確にしたい場合はこちら
 ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

共同事業者①・住所

※住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) に記載の住所と一致すること。

〒

郵便庁員 市区町村

丁目番地等 ※市区町村役場の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。
 1-12-3⇒01丁目12番3号⇒X

建物名 ※ある場合は必ず入力

部屋番号 ※ある場合は必ず入力

共同事業者①・連絡先

固定 携帯

※いずれか必須
 ※必要に応じて、事務局より連絡する場合があります。

申請者区分

世帯区分
 子育て世帯に該当 ※ (1) 補助事業の概要_住宅の性能、にて、「長期優良住宅」もしくは「ZEH水準住宅」を選択されている場合、(5) 共同事業者③に子の情報を入力してください。
 若者夫婦世帯に該当
 一般世帯

続納区分
 若者夫婦世帯のいずれか(夫または妻)に該当 ※ (1) 補助事業の概要_住宅の性能、にて、「長期優良住宅」もしくは「ZEH水準住宅」を選択されている場合、(5) 共同事業者③に配偶者の情報を入力してください。
 若者夫婦世帯の同居する親等に該当 ※ (1) 補助事業の概要_住宅の性能、にて、「長期優良住宅」もしくは「ZEH水準住宅」を選択されている場合、(5) 共同事業者③に若者夫婦をそれぞれ入力してください。

共同事業者宛 郵便物の送付先

交付決定後、事務局より共同事業者の居住所宛に「交付決定のお知らせ(圧着/封入)」の郵便物を送付します。
 共同事業者の居住所ではない別住所宛に送付を希望する場合はのみ、チェックを入れてください。

共同事業者宛郵便物の送付先を指定する

※上の「共同事業者・住所」と同じ住所を指定することはできません。
 ※登録事業者の住所(届出住所)を指定することはできません。
 ※入力された住所に關して、確認のために事務局から連絡(共同事業者含む)する場合があります。

〒

郵便庁員 市区町村

丁目番地等 ※丁目から全角数字、1-12-3⇒01丁目12番3号⇒X

建物名 ※ある場合は必ず入力

部屋番号 ※ある場合は必ず入力

入力欄を拓く (更新) ※ここまで入力がいかがチェックできます。「申請者区分」を変更して【更新】すると、(5) 共同事業者③および(6) 共同事業者③の登録情報がクリアされます。

※必ず入力してください。入力内容に注意ください。共同事業者情報および住民票を登録するうえに入力してください。

(5) 共同事業者②(子または配偶者等)の情報 ※共同事業実施規約に定める旨

！ 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、予⇒交 変更不可) を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑤

(3) 【GX志向型住宅のみ】GX志向型住宅の情報

27 補助対象住宅のBELS評価書 住戸の評価または設計(建設)住宅性能評価書の評価を入力

- ◆添付する『BELS評価書(住戸)』に記載された断熱性能等級・再生可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率・再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率と一致している必要があります。ただし、再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率について、BELS評価書(住戸)に記載されたエネルギー消費性能欄の「再エネあり(自家消費分+売電分)」の数値が[-]と表示されている場合、[(ハ)再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率]欄には、[0]と入力してください。
- ◆添付する設計(建設)住宅性能評価書に記載された、一次エネルギー消費量等級が「8」である場合、[(ロ)生成可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率]欄には、[35]と入力してください。[(ハ)再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率]欄には「エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率」に記載の数値を入力してください。

《共同住宅の場合》

28 補助対象住宅のBELS評価書 住棟の評価を入力

- ◆添付する『BELS評価書(住棟)』に記載された断熱性能等級・再生可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率・再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率と一致している必要があります。ただし、再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率について、BELS評価書(住棟)に記載されたエネルギー消費性能欄の「再エネあり(自家消費分+売電分)」の数値が[-]と表示されている場合、[(ハ)再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率]欄には、[0]と入力してください。

29 予⇒交 変更不可 導入する高度エネルギーマネジメント製品のURLを入力

- ◆「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」を申告してください。
- ◆製品一覧ページのURLは指定できません。導入製品の詳細ページ(“https://echonet.jp/introduce/”ではじまるURL)のみ入力できます。
なお、同一製品で複数のAIF認証登録番号を取得している場合はいずれかひとつのページを指定してください。
- ◆[ホームページはこちら]をクリックすると、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページが表示されます。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑥ 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑥】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力欄を拡大 (※) ※ここまで入力正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) GX志向型住宅のみ GX志向型住宅の情報

申請する住戸の省エネ性能を申告します。提出する当該住戸のBELS評価書の数値を入力してください。
 ※「申請区分」において、「交付申請の予約」を選択し、BELS評価書が発行されていない場合、交付申請時に省エネ性能を申告してください。

BELS評価書または設計(建設)住宅性能評価書

住戸の評価

(イ) 断熱性能等級 -----選択してください。----- 等級
 (ロ) 再生可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率 % ※1
 (ハ) 再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率 % ※2

※1 BELS評価書の場合、エネルギー消費性能の「再エネなし」の数値を入力してください
 設計(建設)住宅性能評価書において、一次エネルギー消費等級8である場合、「35」%と入力ください
 ※2 BELS評価書の場合、エネルギー消費性能の「再エネあり(自家消費分+売電分)」の数値を入力ください
 “-”表示されている場合は、「0」と入力ください
 設計(建設)住宅性能評価書の場合、項目が一次エネルギー消費等級において「エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率」に記載の数値を入力ください

共有住宅は、住棟のBELS評価書の評価値を合わせて申告します。提出する当該住棟のBELS評価書の数値を入力してください。
 ※「申請区分」において、「交付申請の予約」を選択し、BELS評価書が発行されていない場合、交付申請時に省エネ性能を申告してください。

BELS評価書

住棟の評価

(イ) 断熱性能等級 -----選択してください。----- 等級
 (ロ) 再生可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率 % ※ BELS評価書 エネルギー消費性能の「再エネなし」の数値を記載ください
 (ハ) 再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率 % ※ BELS評価書 エネルギー消費性能の「再エネあり(自家消費分+売電分)」の数値を記載ください
 “-”表示されている場合は、「0」と入力ください

※共有住宅の各住戸における (ハ) の削減率は、住棟の値を参照して要件に適合するかを確認します。
 共有住宅のGX志向型住宅に求められる省エネ性能は、建物の階数に応じて異なります。詳しくはこちら。

高級エネルギーマネジメント

導入する「Echonet Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」を申告してください。
 申告にあたっては、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている導入製品のURLを入力してください。
 エコネットコンソーシアムのホームページはこちら

URL

※製品一覧ページのURLは指定できません。導入製品の詳細ページ（「https://echonet.jp/introduce/」で始まるURL）のみ入力できます。
 なお、同一製品で複数のAIF認証登録番号を取得している場合はいずれかひとつのページを指定してください。

※必ず入力してください。入力前にご確認ください。共同事業実施規約および住民票を登録のうえ入力してください。

(4) 共同事業者の心情報 ※共同事業実施規約における乙

30 共同事業者①・氏名 (工事発注者) *

氏 名 ※添付する工事請負契約書の発注者と一致すること
 ※添付する住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) と一致すること
 ワジ メイ ※必ず正しい読み方を確認して入力してください。

31 共同事業者①・生年月日 *

西暦 年 月 日 生まれ ※住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) と一致を確認すること
 ※西暦を指定しない場合はこちら
 ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

32 共同事業者①・住所 *

〒
 ※住民票 (GX志向型住宅の場合、本人確認書類) に記載の住所と一致すること。
 都道府県 市区町村
 丁目番地等 ※市区町村以外の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。
 1-1-2-3⇒○1丁目12番3号⇒×
 建物名 ※ある場合は必ず入力
 部屋番号 ※ある場合は必ず入力

33 共同事業者①・連絡先 *

固定 携帯
 ※いずれか必須
 ※必要に応じて、事務局より連絡する場合があります。

34 共同事業者①・世帯区分

○ 子育て世帯に該当 ※ (1) 補助事業の概要_住宅の性能、にて、「長期優良住宅」もしくは「ZEH水準住宅」を選択されている場合、(5) 共同事業者①の子供の情報を入力してください。
 ○ 若者夫婦世帯に該当
 ○ 一般世帯

35 共同事業者①・結婚区分

○ 若者夫婦世帯のいずれか(夫または妻)に該当 ※ (1) 補助事業の概要_住宅の性能、にて、「長期優良住宅」もしくは「ZEH水準住宅」を選択されている場合、(5) 共同事業者①に配偶者の情報を入力してください。
 ○ 若者夫婦世帯の両方する親等に該当 ※ (1) 補助事業の概要_住宅の性能、にて、「長期優良住宅」もしくは「ZEH水準住宅」を選択されている場合、(5) 共同事業者①および(6) 共同事業者②に若者夫婦をそれぞれ入力してください。

36 共同事業者①・郵便物の送付先

交付決定後、事務局より共同事業者の居住世帯に「交付決定のお知らせ(圧着ハガキ)」の郵便物を送付します。
 共同事業者の居住世帯ではない別住所宛に送付を希望する場合のみ、チェックを入れてください。

共同事業者宛郵便物の送付先を指定する
 ※上の「共同事業者・住所」と同じ住所を指定することはできません。
 ※登録事業者の住所(届出住所)を指定することはできません。
 ※入力された住所に關して、確認のために事務局から連絡(共同事業者含む)する場合があります。

〒
 都道府県 市区町村
 郵便物送付先・住所
 丁目番地等 ※丁目から全角数字、1-1-2-3⇒○1丁目12番3号⇒×
 建物名 ※ある場合は必ず入力
 部屋番号 ※ある場合は必ず入力

37 入力欄を拡大 (※) ※ここまで入力正しいかチェックできます。「申請区分」を変更して【更新】すると、(5) 共同事業者①および(6) 共同事業者②の登録情報はクリアされます。

※必ず入力してください。入力前にご確認ください。共同事業実施規約および住民票を登録のうえ入力してください。

(5) 共同事業者② (または発注者等) の情報 ※共同事業実施規約における丙)

！ 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、予⇒交変更不可)を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑥

(4) 共同事業者①の情報 ※共同事業実施規約における乙

30 予⇒交 変更不可 共同事業者①の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆添付する『工事請負契約書』の発注者および『住民票』と一致している必要があります。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

31 予⇒交 変更不可 共同事業者①の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆添付する『住民票』で確認し、入力してください。
[西暦を確認した場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対照表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

32 予⇒交 変更不可 共同事業者①の現住所を入力

- ◆事務局から共同事業者宛に送付する通知物の送付先住所になります。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

33 共同事業者①の固定電話／携帯電話の番号をそれぞれ入力〔数字：ハイフンなし〕

- ◆日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。本事業に関して事務局より連絡する場合があります。
- ◆固定電話／携帯電話のいずれか1つの入力でも構いません。

34 予⇒交 変更不可 共同事業者①が該当する世帯区分を確認

- ◆ 4 [共同事業者の世帯区分]で選択した内容が表示されます。
- ◆ <長期優良住宅もしくはZEH水準住宅の場合>
◆ [子育て世帯に該当]が選択されている場合、38～41には子の情報を入力してください。
- ◆ [若者夫婦世帯に該当]が選択されている場合、35 [続柄区分]を選択してください。

<長期優良住宅もしくはZEH水準住宅 / 若者夫婦世帯の場合>

35 予⇒交 変更不可 共同事業者①と若者夫婦世帯との続柄で該当するものを選択

- ◆共同事業者①が若者夫婦のいずれかである場合、[若者夫婦世帯のいずれか(夫または妻)に該当]を選択し、38～41は配偶者の情報を入力してください。
- ◆共同事業者①が若者夫婦のいずれかでない場合、[若者夫婦世帯の同居する親等に該当]を選択し、38～41および42～45は若者夫婦の情報をそれぞれ入力してください。

36 郵送物の送付先について、共同事業者の現住所とは別の住所を希望する場合はチェックし、送付先住所を入力

- ◆チェックした場合、[共同事業者①・現住所]で入力した住所と同じ住所を指定することはできません。
- ◆登録事業者の住所(担当者等)を指定することはできません。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

37 27～36の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑦】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

建物名 ※ある場合は必ず入力
 部屋番号 ※ある場合は必ず入力

入力を確認する(更新) ※ここまで入力がいかがいチェックできます。「申請区分」を変更して【更新】すると、(5)共同事業者および(6)共同事業者の登録情報はクリアされます。

※必ず入力してください。誤入力にご注意ください。共同事業実施規約および住民票をご確認の上入力してください。
 (5) 共同事業者①(子または配偶者等)の情報 ※共同事業実施規約における両方

38 共同事業者①との続柄
 子 孫 配偶者 その他

39 共同事業者①・氏名
 氏 名 ※住民票と一致すること。
 ウラ メイ ※必ず正しい読み方を確認して入力してください。

40 共同事業者①・生年月日
 西暦 年 月 日 生まれ ※住民票と一致を確認すること
 ※西暦を確認したい場合はこちら
 ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。
 ※無効の場合、出庫予定日を入力ください。

41 共同事業者①・現住所
 共同事業者①と同居(同じ住所) ※住民票の住所が一致であることを確認します。(住民票で不一致の場合は以下をチェックし、完了報告で同居が確認できる住民票を提出できること)
 現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅において共同事業者①と同居予定である
 (※完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り直し及び交付済の補助金の返還が必要になります。)
 〒
 郵便庁 市区町村
 丁目番地等 ※丁目から全角数字、1-1-2-3⇒○ 1丁目12番3号⇒×
 建物名 ※ある場合は必ず入力
 部屋番号 ※ある場合は必ず入力

(6) 共同事業者②(父の配偶者)の情報 ※共同事業実施規約における両方

42 共同事業者②との続柄
 配偶者 その他

43 共同事業者②・氏名
 氏 名
 ウラ メイ ※必ず正しい読み方を確認して入力してください。

44 共同事業者②・生年月日
 西暦 年 月 日 生まれ ※住民票と一致を確認すること
 ※西暦を確認したい場合はこちら
 ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

45 共同事業者②・現住所
 共同事業者①と同居(同じ住所) ※住民票の住所が一致であることを確認します。(住民票で不一致の場合は以下をチェックし、完了報告で同居が確認できる住民票を提出できること)
 現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅において共同事業者①と同居予定である
 (※完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り直し及び交付済の補助金の返還が必要になります。)
 〒
 郵便庁 市区町村
 丁目番地等 ※丁目から全角数字、1-1-2-3⇒○ 1丁目12番3号⇒×
 建物名 ※ある場合は必ず入力
 部屋番号 ※ある場合は必ず入力

46 入力を確認する(更新) ※ここまで入力がいかがいチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

(7) 交付申請の情報

申告にあたっては、必ず共同事業者に確認すること。
 先達約瑟リノバ2025事業及び2026事業に重複申請していない。また今後も行わない。
 給湯省エネ2025事業及び2026事業に重複申請していない。また今後も行わない。
 資材集合給湯省エネ2025事業及び2026事業に重複申請していない。また今後も行わない。
 本事業のリフォーム工事に重複して申請していないこと。また今後も行わない。
 その他、本事業と補助対象が重複する国の補助金事業と重複して申請していないこと。また今後も行わない。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑦

◀ 6 で[長期優良住宅]もしくは[ZEH水準住宅]を選択した場合 ▶

(5) 共同事業者②の情報 ※共同事業実施規約における丙①

38 予⇒交 変更不可 共同事業者②の、共同事業者①との続柄で該当するものを選択

- ◆配偶者については、『住民票』で続柄を確認します。(交付申請(予約を含む)時に確認できない場合、完了報告時に確認します)
完了報告時に共同事業者①との続柄が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。
- ◆若者夫婦世帯に該当し、[子]または[孫]を選択した場合は、42 ~ 45 を入力してください。
- ◆[その他]を選択した場合、右の欄に続柄を入力してください。(婚約者は不可。申請時点で夫婦である必要があります)

39 予⇒交 変更不可 共同事業者②の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆添付する『住民票』と一致していることが必要です。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

40 予⇒交 変更不可 共同事業者②の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆添付する『住民票』で確認し、入力してください。
[西暦を確認した場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対照表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

41 予⇒交 変更不可 共同事業者②の現住所について、該当するものを選択し、必要に応じて情報を入力

- ◆[共同事業者①と同居(同じ住所)]を選択すると、32 [共同事業者①・住所]で入力した内容が自動で入力されます。
- ◆[現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅に置いて共同事業者①と同居予定である]を選択した場合は、現住所を入力してください。(住所の入力方法については、P5を参照ください)
完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。

◀ 6 で[長期優良住宅]もしくは[ZEH水準住宅]を選択、
35 で[若者夫婦世帯の同居する親等に該当]を選択した場合 ▶

(6) 共同事業者③の情報 ※共同事業実施規約における丙②

42 予⇒交 変更不可 共同事業者③の、共同事業者②との続柄で該当するものを選択

- ◆配偶者については、『住民票』で続柄を確認します。(交付申請(予約を含む)時に確認できない場合、完了報告時に確認します)
完了報告時に共同事業者①との続柄が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。
- ◆[その他]を選択した場合、右の欄に続柄を入力してください。(婚約者は不可。申請時点で夫婦である必要があります)

43 予⇒交 変更不可 共同事業者③の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆添付する『住民票』と一致していることが必要です。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

44 予⇒交 変更不可 共同事業者③の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆添付する『住民票』で確認し、入力してください。
[西暦を確認した場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対照表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

45 予⇒交 変更不可 共同事業者③の現住所について、該当するものを選択し、必要に応じて情報を入力

- ◆[共同事業者①と同居(同じ住所)]を選択すると、32 [共同事業者①・住所]で入力した内容が自動で入力されます。
- ◆[現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅に置いて共同事業者①と同居予定である]を選択した場合は、現住所を入力してください。(住所の入力方法については、P5を参照ください)
完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。

46 38 ~ 45 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑧

(7) 交付申請の情報

47 予→交 変更不可 該当するすべての内容にチェック

- ◆記載内容は必ず共同事業者を確認してください。
- ◆記載内容のうち、一つでも該当しないものがある場合、本事業の補助対象になりません。

48 予→交 変更不可 共同事業者全員が自ら居住をするための住宅である場合はチェック

- ◆単身赴任など、やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合は、本項に該当していなくてもチェックしてください。

49 予→交 変更不可 交付申請額を確認

- ◆GX志向型住宅の交付申請額は、地域の区分1~4地域の場合が125万円/戸、それ以外の地域の場合が110万/戸です。
- ◆長期優良住宅の交付申請額は、地域の区分1~4地域の場合の基本額が80万円/戸、それ以外の地域の場合の基本額が75万円/戸です。
- ◆ZEH水準住宅の交付申請額は、地域の区分1~4地域の場合の基本額が40万円/戸、それ以外の地域の場合の基本額が35万円/戸です。
- ◆長期優良住宅およびZEH水準住宅は、基本額に **25** の加算額を加えた合計が交付申請額となります。

50 当該交付申請の補助金の振込先口座を選択

- ◆統括アカウントが予め登録した口座を以下の手順で指定してください。ここで直接入力することはできません。(指定したい口座が登録されていない場合は、統括アカウントの利用者にご連絡ください)

(振込先口座の指定手順)

1 口座検索



- 1 [口座検索]ボタンをクリックすると、[口座検索]画面が表示されます。

- 2 検索条件を入力して[検索]ボタンをクリックすると、該当する承認済の口座情報が表示されます。
※検索条件を入力しない場合は、承認済のすべての口座情報が表示されます。

- 3 指定したい口座を選択し、[確定]ボタンをクリックすると、当該口座の情報が自動入力されます。

確定




51 予→交 変更不可 当該交付申請の補助金の還元方法について、共同事業者と確認したものを選択

- ◆本事業の「共同事業実施規約」に記入された補助金の還元方法と同じ方法にチェックしてください。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

A

注文住宅
の新築

第4章

完了報告の登録

後日公開予定



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

A

注文住宅
の新築

第5章

その他

後日公開予定



みらいエコ住宅
2026事業

第6章

参考資料

補助対象事業

A

注文住宅
の新築

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について

交付申請の作成日や交付決定日等の日付情報等、各申請のサマリや状況は、[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面上部に表示されます。自身が行った交付申請(予約を含む)の状況を確認する際に参照してください。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面 管理情報】

管理情報			
作成日	2026/04/20	最終更新日	2026/04/20
交付申請番号	K000000000 <small>※現在、この申請の予算は確保されていません。 (交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)</small>	申請タイプ	注文住宅の新築
共同事業者(氏)		共同事業者(名)	
交付申請ステータス	作成中	最終ステータス遷移日	2026/04/20
交付申請提出日		交付申請額(予約を含む)	0
交付決定日		完了報告期限	
交付確定日		交付確定額	
予約提出日		予約期限	
不備訂正依頼日	000000000	不備訂正期限	<small>※不備訂正期限の超際に再度の集約は行いませんので、ご注意ください。</small>
事業者ID(統括アカウント)	600000105	法人名(屋号)	〇〇株式会社

【管理情報記載項目の詳細】

項目名	詳細	項目名	詳細
作成日	当該交付申請を作成した日 ※ [交付申請(予約を含む)の新規作成]画面から作成を開始した日	最終更新日	当該交付申請の入力等を更新し、入力完了(仮保存含む)した直近の日
交付申請番号	当該交付申請における管理上の番号 (K+数字9桁の番号)	申請タイプ	当該交付申請の補助事業の種別
共同事業者氏名	工事を発注した(補助金の還元を受ける)方の氏名		
交付申請ステータス	当該交付申請の現在の申請ステータス ※ 詳細は次ページ参照	最終ステータス遷移日	交付申請ステータスが更新された日
交付申請提出日	当該交付申請を提出した日 ※ 交付申請(予約を含む)の詳細画面にて、[交付申請の提出]ボタンを押した日	交付申請額(予約を含む)	当該交付申請(予約を含む)で、入力完了(仮保存含む)した時点での交付申請額
交付決定日	事務局が当該交付申請(予約を含む)の交付決定を行った日	完了報告期限	当該交付申請の完了報告期限
交付確定日	当該交付申請の交付確定日	交付確定額	当該交付申請の交付確定額
予約提出日	当該交付申請の予約を提出した日 ※ [交付申請(予約を含む) 入力]画面にて [予約の提出]ボタンを押した日	予約期限	交付申請の予約における有効期間
不備訂正依頼日	事務局が当該交付申請(予約を含む)において、不備等の訂正を求めた日	不備訂正期限	当該交付申請(予約を含む)において、不備等の訂正を行うことが可能な期限の日
事業者ID(統括アカウント)	統括アカウントにて登録した事業者のID番号	法人名(屋号)	当該統括アカウントの法人名(屋号)

※次ページへ続く

【交付申請ステータスの詳細】（《共通》は、交付申請と交付申請の予約で共通です）

交付申請ステータス	状態	編集可否	予算確保
作成中 《共通》	利用者が、入力している状態	○	×*1
編集完了 《共通》	利用者が、書類を添付している状態([作成中]に戻すことができます)	○	×*1
審査中*2 《共通》	事務局が審査をしている状態	×	○
審査中(要電話確認) 《共通》	事務局の審査の結果、利用者に電話確認が必要な状態	×	○
訂正依頼*2 《共通》	事務局が、利用者に不備等の訂正を求めている状態	○	○
予約済*2	事務局による交付申請の予約の審査が終わり、予約が確定した状態 交付申請の登録に進むことができます。	○	○
交付決定*2	事務局による交付申請の審査が終わり、交付決定が行われた状態	×	○
受付却下*2 《共通》	不備訂正期限までに不備の訂正に至らなかった、予約済の交付申請について利用者が 交付申請の提出に至らなかった、等により、事務局が交付申請(予約を含む)の受付を 却下した状態([作成中]に戻すことができます)	○	×
申請取下*2 《共通》	事務局の審査の結果、申請を無効化した状態(再編集できません)	×	×
誤申請 《共通》	利用者が、交付申請を削除した状態 ([再編集]ボタンをクリックすることで、[作成中]のステータスに戻すことができます)	×	×

*1 交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については予算が確保されます。

*2 審査進捗のメール受信設定を「受信する」にしている場合、当該交付申請ステータスに遷移した時点で登録されているメールアドレスに通知が届きます。



みらいエコ住宅
2026事業

第7章

変更履歴

補助対象事業

A

注文住宅
の新築

